

議案第78号

甲賀市水口医療介護センター条例の全部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市立みなくち診療所条例

甲賀市水口医療介護センター条例（平成23年甲賀市条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国民健康保険の趣旨に基づき、被保険者及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施するとともに、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項及び甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）第7条第2項の規定により診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市立みなくち診療所	甲賀市水口町貴生川293番地1

（業務）

第3条 診療所は、甲賀市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、被保険者以外の者に対しても行うことができる。

- （1） 診療
- （2） 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- （3） 処置、手術その他の治療
- （4） 療養の指導及び相談
- （5） 健康診断及び健康相談
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）における居宅介護サービスを行うことができる。

（診療科目）

第4条 診療所の診療科目は、内科その他市長が必要と認める診療科目とする。

（診療時間及び休診日）

第5条 診療所の診療時間及び休診日は、市長が別に定める。

(使用料等)

第6条 診療所の利用に係る診療、処置、手術その他の治療に要する費用又は薬剤若しくは保険医療材料の費用は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、当該各号に定める額により算定した額とする。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価11円50銭

(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価15円

(3) 保険診療以外の診療費用 1点単価10円

2 居宅介護サービスに要する費用は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額とする。

3 診療所において、診断書等の交付を受けた者は、規則で定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額を納付しなければならない。

(使用料等の減免及び追徴)

第7条 市長が特に必要と認めるときは、申請により使用料等を減免することができる。

2 虚偽の申立て等により、使用料等の減免を受けたことが明らかになった場合には、減免を受けた金額を追徴する。

(損害賠償)

第8条 利用者は、診療所の施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第9条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、この条例による診療所事業（以下「診療所事業」という。）に公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 公営企業法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない診療所事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積金額)が、2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上に係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第11条 公営企業法第34条において準用する法第243条の2の2第8項の規定により、診療所事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第12条 診療所事業の業務に関し、公営企業法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第13条 市長は、診療所事業に関し、公営企業法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、診療所事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務

の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第14条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、診療所の管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条各項に規定する業務

(2) 施設又は設備等の維持管理に関する業務

(3) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、診療所の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、第6条に規定する範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市水口医療介護センター条例新旧対照表

改正案	現行				
<p><u>甲賀市立みなくち診療所条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 国民健康保険の趣旨に基づき、被保険者及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施するとともに、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項及び甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）第7条第2項の規定により診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>甲賀市水口医療介護センター条例</u></p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第15条）</u></p> <p><u>第2章 診療所（第16条—第21条）</u></p> <p><u>第3章 介護老人保健施設（第22条—第27条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第28条）</u></p> <p><u>付則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市民の健康医療の向上及び福祉の増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条第1項及び甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）第7条第2項の規定により甲賀市水口医療介護センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 1227 2013 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1227 1572 1278">名称</th> <th data-bbox="1572 1227 2013 1278">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1278 1572 1323">甲賀市水口医療介護センター</td> <td data-bbox="1572 1278 2013 1323">甲賀市水口町貴生川293番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口医療介護センター	甲賀市水口町貴生川293番地1
名称	位置				
甲賀市水口医療介護センター	甲賀市水口町貴生川293番地1				

名称	位置
甲賀市立みなくち診療所	甲賀市水口町貴生川293番地1

(業務)

第3条 診療所は、甲賀市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、被保険者以外の者に対しても行うことができる。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の投与及び支給

(3) 処置、手術その他の治療

(4) 療養の指導及び相談

(5) 健康診断及び健康相談

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）における居宅介護サービスを行うことができる。

(診療科目)

第4条 診療所の診療科目は、内科その他市長が必要と認める診療科目とする。

(診療時間及び休診日)

第5条 診療所の診療時間及び休診日は、市長が別に定める。

(使用料等)

第6条 診療所の利用に係る診療、処置、手術その他の治療に要する費用又は薬剤若しくは保険医療材料の費用は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただ

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、この条例による医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）事業及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）事業（以下「センター事業」という。）に公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 センターは、常に良好な状態にあるように管理し、設置目的に応じて効率的かつ適正に運営しなければならない。

(施設の構成)

第5条 センター内に、次の施設を置く。

(1) 診療所

(2) 介護老人保健施設

(職員)

第6条 センターの総括管理者としてセンター長を置くほか、各施設内に必要な管理責任者及び職員を置く。

(使用料等)

第7条 診療所の利用に係る診療、処置、手術、その他の治療に要する費用、薬剤又は保険医療材料の費用は、診療報酬の算定方法により算

し、次の各号に掲げる費用は、当該各号に定める額により算定した額とする。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価11円50銭

(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価15円

(3) 保険診療以外の診療費用 1点単価10円

2 居宅介護サービスに要する費用は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額とする。

3 診療所において、診断書等の交付を受けた者は、規則で定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額を納付しなければならない。

（使用料等の減免及び追徴）

第7条 市長が特に必要と認めるときは、申請により使用料等を減免することができる。

2 虚偽の申立て等により、使用料等の減免を受けたことが明らかになった場合には、減免を受けた金額を追徴する。

（損害賠償）

第8条 利用者は、診療所の施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく療養に要する費用の額は、1点単価11円50銭で算定した額とし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく療養に要する費用の額は、1点単価15円で算定した額とし、保険診療以外の診療費用については、1点単価10円で算定した額とする。

2 介護老人保健施設の使用料の額は、次の各号に掲げるサービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。） 次に掲げる額の合計額

ア 法第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号に掲げる費用として、別表第1に定める額

(2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。） 次に掲げる額の合計額

ア 法第41条第4項第2号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下「食費に関する告示」という。）に

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第9条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、この条例による診療所事業（以下「診療所事業」という。）に公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 公営企業法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない診療所事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積金額）が、2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上に係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第11条 公営企業法第34条において準用する法第243条の2の2第8項の規定により、診療所事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第12条 診療所事業の業務に関し、公営企業法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上の

より算定した額で、別表第2に定める額

ウ 施行規則第61条第2号ニに掲げる費用として、別表第3に定める額

エ 法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下「居住等費用に関する告示」という。）に規定する従来型個室（老健・療養等）又は多床室の額

(3) 法第8条第21項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。） 次に掲げる額

ア 法第46条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 法第8条第25項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。） 次に掲げる額の合計額

ア 法第48条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 食費に関する告示により算定した額で、別表第2に定める額

ウ 施行規則第79条第4号に掲げる費用として、別表第3に定める額

エ 居住等費用に関する告示に規定する従来型個室（老健・療養

ものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第13条 市長は、診療所事業に関し、公営企業法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、診療所事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第14条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、診療所の管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理

等)又は多床室の額

(5) 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。） 次に掲げる額の合計額

ア 法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 施行規則第84条第1号に掲げる費用として、別表第1に定める額

(6) その他、個人専用の家電の電気代等サービス提供以外の使用料等については、規則で定める。

(手数料)

第8条 センターにおいて、診断書等の交付を受けた者は、別表第4に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額を手数料として納付しなければならない。

(使用料等の減免及び追徴)

第9条 市長が特に必要と認めるときは、申請により使用料等を減免することができる。

2 虚偽の申立て等により、使用料等の減免を受けたことが明らかになった場合には、減免を受けた金額を追徴する。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 公営企業法第33条第2項の規定により、予算で定めなけれ

者に行わせることができる。

(1) 第3条各項に規定する業務

(2) 施設又は設備等の維持管理に関する業務

(3) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、診療所の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」とする。

（利用料金）

第15条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、第6条に規定する範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定める。

ばならないセンター事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積金額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上に係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第11条 公営企業法第34条において準用する自治法第243条の2第8項第243条の2の2第8項の規定により、センター事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第12条 センター事業の業務に関し、公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第13条 市長は、センター事業に関し、公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、センター事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(利用の制限)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の制限、停止又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第15条 利用者は、センターの施設又は設備等を破損し、若しくは滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、

市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

第2章 診療所

(目的)

第16条 診療所は、国民健康保険の趣旨に基づき、被保険者及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施するとともに、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第17条 診療所の名称は、甲賀市立みなくち診療所（以下「みなくち診療所」という。）と称する。

(業務)

第18条 みなくち診療所は、甲賀市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、被保険者以外の者に対しても行うことができる。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の投与及び支給

(3) 処置、手術その他の治療

(4) 療養の指導及び相談

(5) 健康診断及び健康相談

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務

(診療科目)

第19条 みなくち診療所の診療科目は、整形外科、内科その他市長が必要と認める診療科目とする。

(職員)

第20条 みなくち診療所に、院長及び必要な職員を置く。

(診療時間及び休診日)

第21条 みなくち診療所の診療時間及び休診日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 診療時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休診日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

2 センター長は、前項に規定する診療時間又は休診日を変更し、若しくは臨時に休診日を定めることができる。

第3章 介護老人保健施設

(目的)

第22条 介護老人保健施設は、施設サービスを希望する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、居宅における生活への復帰を目指す施設とする。

(名称)

第23条 介護老人保健施設の名称は、甲賀市立介護老人保健施設ケアセンターささゆり（以下「ケアセンターささゆり」という。）と称する。

(事業)

第24条 ケアセンターささゆりは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- (2) 短期入所療養介護
- (3) 居宅介護支援
- (4) 介護保健施設サービス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第25条 ケアセンターささゆりに、所長及び必要な職員を置く。

(利用時間及び休業日)

第26条 ケアセンターささゆりの第24条第1号及び第3号に係る事業の利用時間及び休業日については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「診療時間」とあるのは「利用時間」と、「休診日」とあるのは「休業日」と、「午後5時」とあるのは「午後4時」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第27条 ケアセンターささゆりの利用定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所定員 29人
- (2) 通所定員 20人

第4章 補則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定める。

別表第1 (第7条関係)

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
食費	1食	650円
紙おむつ費	1枚	実費
日用品費	1日	実費
教養娯楽費	1日	実費

別表第2 (第7条関係)

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
朝食	1食	300円
昼食	1食	540円
夕食	1食	540円

別表第3 (第7条関係)

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
日用品費	1日	実費
教養娯楽費	1日	実費

別表第4 (第8条関係)

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
診断書(施設備付用紙)	1通	1,500円

健康診断書	1通	1,500円
死亡診断書	1通	5,000円
死体検案書	1通	10,000円
生命保険会社用診断書	1通	3,000円
年金関係診断書	1通	3,000円
交通災害見舞金請求用診断書	1通	1,000円
自動車損害賠償責任保険請求診断書	1通	3,000円
自動車損害賠償責任保険診療費明細書	1通	2,000円
自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1通	3,000円
通院証明書	1通	3,000円
原本証明書（死亡証明書）	1通	1,000円
諸証明交付手数料	1件	300円

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第79号

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成27年甲賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第12条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「56万5,740円」を「58万6,905円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 （当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>とする。）</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 （当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>とする。）</p>

0円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用ビラの公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に

0円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用ビラの公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に

支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて長の選挙の場合は1万6,000枚以内、議会議員の選挙の場合は4,000枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの公費の支払）

第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて長の選挙の場合は1万6,000枚以内、議会議員の選挙の場合は4,000枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの公費の支払）

第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に56万5,740円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

議案第80号

甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の定年等に関する条例（平成16年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

付則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章

において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)第11条第1項(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)第7条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年

とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職

員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動

期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条

において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第3条関係」を「第3条、第6条関係」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。

以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の

規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に規定する事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）

に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条

の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び付則第6条において同じ。)における前条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考に

より、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法

第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項

の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

甲賀市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 定年制度（第2条—第5条）</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</p> <p>第5章 雑則（第14条）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。_____</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、別表に掲げる施設</u></p>

2. 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することが

等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは _____、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務 _____ に従事させるため引き続き勤務させることができる。 _____

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____

できず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)第11条第1項(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)第7条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能

5 (略)

力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項

において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる

場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認

めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定

年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

付 則

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を

除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表（第3条、第6条関係）

（略）

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第1条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の甲賀市職員

別表（第3条関係 _____）

（略）

の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に規定する事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤

務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正

前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより

退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一

部事務組合及び広域連合をいう。次項及び付則第6条において同じ。)
における前条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日
までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要す
る職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則
で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定
め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によ
るほか、組合における同項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度
の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務
を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他
の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期
を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用す
る。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわ
らず、付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の
末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務
の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）
に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務
を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている
ものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短
時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された

短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項

の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げ

る職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条約定年が基準日の前日における新条約定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条約定年相当年齢が基準日の前日における新条約定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条約定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短

時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

定年引上げに係る概要資料

1. 改正の概要

国家公務員の定年引上げに伴い、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員についても国家公務員と同様に、定年の段階的な引き上げや、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」の導入等の措置が講じられることとなりました。甲賀市職員の定年等に関する条例ほか8条例の一部を改正するとともに、甲賀市職員の再任用に関する条例を廃止します。

(1) 定年の段階的引き上げ（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とします。
ただし、医師については、現行65歳の定年を70歳とします。

	現行	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

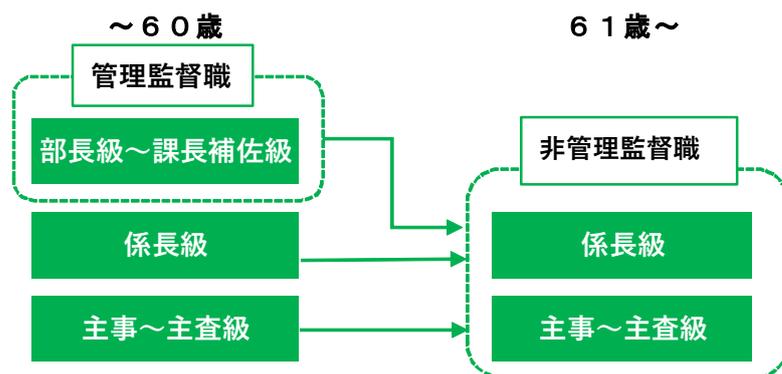
※現行の勤務延長（最長3年）制度はそのまま残ります。

- ・定年の引き上げにあわせて、現行の再任用制度は廃止します。（甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止）
- ・定年引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行と同様の「暫定再任用制度」を設けます。（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職（管理職手当支給職）の職員は、非管理監督職（係長級）に異動させることとします。

※医師は役職定年制の適用を除外します。



(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

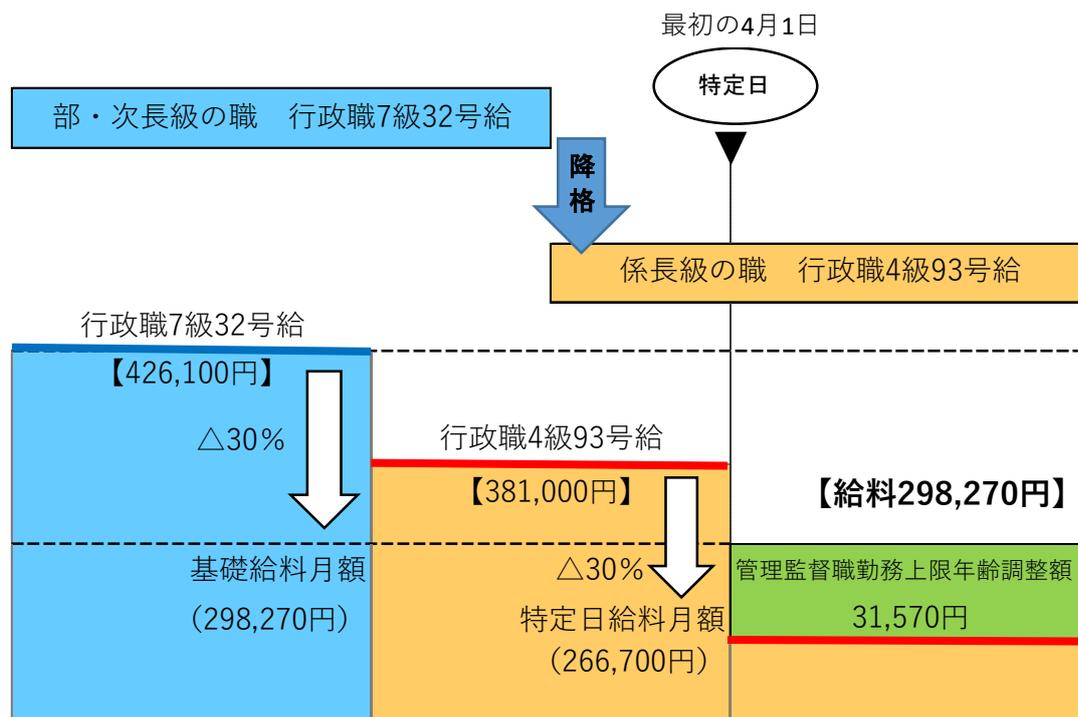
- ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日まで）することができる制度を設けます。フルタイム勤務への復帰はできません。

(4) 情報提供・意思確認制度（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

・当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認します。

(5) 60歳に達した職員の給与（甲賀市職員の給与等に関する条例）

・当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とします。
 ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により異動した職員については、「管理監督職勤務上限年齢調整額」を支給し、後任前（管理監督職）の給料月額の7割水準とします。



(6) その他

- ・関係条例について、必要な改正を行います。
 - 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例
 - 甲賀市職員の分限に関する条例
 - 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - 甲賀市職員の育児休業等に関する条例
 - 甲賀市職員の給与等に関する条例
 - 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例が改正される予定です。
- ・その他必要な規則等の整備を行います。

議案第 81 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成16年甲賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲賀市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(甲賀市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市職員の分限に関する条例(平成16年甲賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるときは」を「認める場合は」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出し及び2項を加える。

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

2 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。

3 甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（こ

これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第6条第9項の項を削り、同表第17条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第17条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項第1号中「育児休業条例」を「甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

付則に次の1項を加える。

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定が適用される育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中

「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条の2を削る。

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務

職員」に改める。

第23条の2第1項中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

付則に次の7項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●号）による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（平成16年甲賀市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 甲賀市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(5) 甲賀市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第22項

において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2.1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第20項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 付則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 付則第18項から前項までに定めるもののほか、付則第18項の規定による給料月額、付則第20項の規定による給料その他付則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2ア医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第2イ医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第2ウ医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

別表第3の1の表中

「

1級	主事の職務
----	-------

」を

「

職務の級	職務の名称
1 級	主事の職務

」に

改める。

(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年甲賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 甲賀市職員の再任用に関する条例(平成16年甲賀市条例第22号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第

3項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条から第14条の2まで並びに第15条の2並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例付則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

<第1条関係>

甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>甲賀市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条並びに第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条並びに第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p>
---	--

<第2条関係>

甲賀市職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに<u>法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p> <p>_____。</p> <p>(降格の事由)</p>

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し

____、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して決めるものとする。

(1) 及び (2) (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)
- 2 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。
- 3 甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第3条 任命権者は、職員が降任された

____場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して決めるものとする。

(1) 及び (2) (略)

付 則

____ この条例は、平成16年10月1日から施行する。

< 第 3 条関係 >

甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料</u> (法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第 1 3 号)第 1 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬に限る。))の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下_____給料 (法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第 1 3 号)第 1 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬に限る。))の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。_____</p>

< 第 4 条関係 >

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項 _____の規定により採用された職員 _____ (以下「定年</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任</p>

前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8

用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8

日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1） 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）及び（3） （略）

2及び3 （略）

日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1） 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）及び（3） （略）

2及び3 （略）

< 第 5 条関係 >

甲賀市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</p>

(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))以外の非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))以外の非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(1) 及び (2) (略)

(育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

		が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を 超えてしたもののうち、その勤務の時間とそ の勤務をした日における正規の勤務時間との 合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 にあつては、第24条に規定する勤務1時間 当たりの給与額に100分の100（その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間 にある <u>場合には</u> 、100分の125）を乗じ て得た額とする			が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を 超えてしたもののうち、その勤務の時間とそ の勤務をした日における正規の勤務時間との 合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 にあつては、第24条に規定する勤務1時間 当たりの給与額に100分の100（その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間 にある <u>場合は</u> 、100分の125）を乗じ て得た額とする
			第17条第 4項	前項	甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 16年甲賀市条例第27号。以下「育児休業 条例」という。）第16条
第17条第 5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）	第17条第 5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第 5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>甲賀市 職員の育児休業等に関する条例（平成16年 甲賀市条例第27号）</u> 第16条の規定により 読み替えられた同項ただし書に規定する7時 間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 である場合にあつては、第24条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に100分の15 0（その時間が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合には、100分の17	第17条第 5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>育児休 業条例</u> 第16条の規定により 読み替えられた同項ただし書に規定する7時 間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 である場合にあつては、第24条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に100分の15 0（その時間が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合は、100分の17

5) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125)
---------	------	---

5) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125)
---------	------	--

		を乗じて得た額とする
第17条第5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
(略)		

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

		を乗じて得た額とする
第17条第4項	前項	甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号。以下「育児休業条例」という。）第18条
第17条第5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例 第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
(略)		

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)

付 則

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定が適用される育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。)

付 則

<第6条関係>

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p>

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 (略)

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 (略)

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前4条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた

(管理職手当)

第11条 (略)

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額¹の100分の20を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著

その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(管理職手当)

第11条 (略)

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額¹の100分の20を超えない範囲内で規則で定める額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著

しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第4号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗

しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員_____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗

じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前項に定める額

3～6 (略)

(地域手当)

第16条の2 (略)

2 地域手当の額は、その職員の受ける給料及び扶養手当の合計月額額の100分の6を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額(定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時

じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前項に定める額

3～6 (略)

(地域手当)

第16条の2 (略)

2 地域手当の額は、その職員の受ける給料及び扶養手当の合計月額額の100分の6を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時

間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）及び（2）（略）

2（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____及

間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）及び（2）（略）

2（略）

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及

び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) (略)

び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) (略)

6 (略)

(宿日直手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項の勤務のうち、市長が特別の考慮を必要と認める場合は、前項に定める額に事情に応じて市長の定める額を加算することができる。

4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

6 (略)

(宿日直手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項の勤務のうち、市長が特別の考慮を必要と認める場合は、第2項に定める額に事情に応じて市長の定める額を加算することができる。

4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び付則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び付則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日
現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を
加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分
の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提
任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管
理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 第6条第1項から第8項まで、第12条から第14条の
2まで及び第15条の2の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には
適用しない。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、地域手
当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。
ただし、当該技能労務職員が地方公務員第22条の4第1項又は第2
2条の5第1項 の規定により

(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日
現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を
加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分
の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用
職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管
理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 第12条 から第14条の
2まで及び第15条の2の規定は、再任用職員 には
適用しない。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、地域手
当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。
ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第28条の4第1項、第2
8条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により

採用された場合にあつては、扶養手当、住居手当及び地域手当は支給しない。

2及び3 (略)

付 則

1～17 (略)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●号)による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例(平成16年甲賀市条例第21号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間

採用された場合にあつては、扶養手当、住居手当及び地域手当は支給しない。

2及び3 (略)

付 則

1～17 (略)

(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 甲賀市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(5) 甲賀市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規

定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 付則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 付則第18項から前項までに定めるもののほか、付則第18項の規定による給料月額、付則第20項の規定による給料その他付則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

の区分	の級							
	号級	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 (略)
別表第2 (第3条関係)

の区分	の級							
	号級	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	(略)							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
		700	200	200	600	700	100	800

備考 (略)
別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
(略)						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考（略）

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000

医療職給料表

ア 医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員 以外の 職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
(略)						
再任用職 員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
		00	00	00	00	00

備考（略）

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000

間勤務職員以外の職員						
(略)						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 (略)
ウ 医療職給料表 (3)

(単位: 円)

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
(略)						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

以外の職員						
(略)						
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
		00	00	00	00	00

備考 (略)
ウ 医療職給料表 (3)

(単位: 円)

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
(略)						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
		00	00	00	00	00

員		00	00	00	00	00													
備考 (略)										備考 (略)									
別表第3 (第4条関係)										別表第3 (第4条関係)									
級別標準職務表										級別標準職務表									
1 行政職給料表級別標準職務表										1 行政職給料表級別標準職務表									
職務の級					職務の名称					職務の級					職務の名称				
1 級					主事の職務					1 級					主事の職務				
(略)										(略)									
2～4 (略)										2～4 (略)									

<第7条関係>

甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2及び3 (略)	2及び3 (略)

<第8条関係>

甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用

された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2. 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号

中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条から第14条の2まで並びに第15条の2並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例付則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第82号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

議案第82号参考資料

<第1条関係>

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第 2 条関係 >

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年甲賀市条例第 38 号）第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年甲賀市条例第 38 号）第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

議案第83号

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の72.5」を「100分の65」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に、「100分の62.5」を「100分の55」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800

11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	

67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				

95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					

	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
以外の職員	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200

17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	

45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		

73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600

26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500
27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500
28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500
29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800
30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600
31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300
32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100
33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800
34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600
35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500
36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900

54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700

82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		

	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、技師、栄養士及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
以外の職員	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500

18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000

74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	

102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			

130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				

	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

第2条 甲賀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の68.75」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の58.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改

める。

第4条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

(令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給する期末手当の特例措置)

4 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

5 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

(令和5年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の特例)

- 6 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

議案第83号参考資料

<第1条関係>

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。))にあつては、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。))にあつては、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の97.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の65）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の97.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の55）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1（第3条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1（第3条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

< 第2条関係 >

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の12</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の97.5</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の11</u></p>

2.5)」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の68.75)」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の102.5)」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の58.75)」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

7.5)」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の65）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の97.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の55）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

3 ~ 5 (略)

< 第3条関係 >

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第4条関係 >

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第5条関係 >

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行												
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="235 611 1106 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	(略)		<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1131 611 2002 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	(略)	
号給	給料月額（円）												
1	376,000												
(略)													
号給	給料月額（円）												
1	375,000												
(略)													

< 第 6 条関係 >

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 20 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 31 年甲賀市条例第 1 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 20 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 31 年甲賀市条例第 1 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

< 第7条関係 >

甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則</p> <p><u>(令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給する期末手当の特例措置)</u></p> <p><u>4 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。</u></p> <p><u>5 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。</u></p> <p><u>(令和5年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員</u></p>	<p>付 則</p>

の給料の特例)

- 6 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同

年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

議案第 84 号

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀市斎場条例の一部改正)

第1条 甲賀市斎場条例（平成16年甲賀市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名	区分		金額（円）	
			市内	市外
火葬炉	大人（12歳以上）	1体	20,000	60,000
	小人（12歳未満）	1体	10,000	30,000
	妊娠4月以上の胎児	1体	5,000	15,000
	改葬遺骨	1体	5,000	15,000
汚物炉	身体の一部	1人分	5,000	15,000
	胞衣物（20kg未満）	1個	5,000	15,000
動物炉	小動物（50kg未満）	1体	3,000	—
霊安室	24時間以内	1日	5,000	—
葬祭場	告別式等（午前9時から午後4時まで）	1回	30,000	—
	通夜等（午後4時から翌日午前9時まで）	1回	30,000	—
待合室	2時間当たり		800	2,400

備考

- 「市内」とは、死亡者（胎児については、その父又は母）又は利用者が本市の住民基本台帳に記録されている場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 動物炉の利用については、飼主が市内に住所を有する者に限る。なお、営利を目的とする場合は、利用することができない。
- 「小動物」とは、50kg未満の犬、猫等のペットをいう。
- 葬祭場の利用については、市内に限る。

5 霊安室の利用については、葬祭場利用者に限る。

6 待合室の利用については、火葬炉利用者に限る。

(甲賀市児童館条例の一部改正)

第2条 甲賀市児童館条例（平成16年甲賀市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
甲賀市かえで児童館	学習室	300	600
	練習室	300	600
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200	400
	遊戯室	800	1,600

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農村環境改善センター条例の一部改正)

第3条 甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第15条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）
-----	-------------

		市内	市外
甲賀農村環境改善センター	多目的ホール	1, 800	3, 600
	和室	300	600
	視聴覚室	300	600
	農事研修室	300	600
	農産加工室	400	800
	農事相談室	200	400
甲南農村環境改善センター	大会議室	700	1, 400
	実習室	500	1, 000
	農業情報資料室	500	1, 000
	和室	400	800
	農事研修室	500	1, 000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農村集落センター条例の一部改正)

第4条 甲賀市農村集落センター条例（平成16年甲賀市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

施設名		1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
甲賀市大河原ふれあいホール	多目的ホール	200	400
	和室	200	400
	調理実習室	600	1,200
甲賀市雲井地区農村活性化センター	和室（大）	300	600
	和室（小）	200	400
	研修室	400	800
	調理室	200	400
甲賀市農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	大ホール	1,300	2,600
	和室	500	1,000
	調理室	900	1,800
	会議室	500	1,000
甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	研修室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農業振興センター条例の一部改正)

第5条 甲賀市農業振興センター条例（平成16年甲賀市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
ふれあいホール	250	500
木工体験室	250	500
特産品加工室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市開発センター条例の一部改正)

第6条 甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名		1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
土山開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室	300	600
	調理室	400	800
信楽開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室（大）（1室につき）	300	600
	会議室（小）	200	400
	和室	300	600
	調理実習室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市林業施設条例の一部改正）

第7条 甲賀市林業施設条例（平成16年甲賀市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市やまびこドーム	競技場	1面	300	600
	照明設備	1面	300	
甲賀市森林文化ホール	ホール	—	900	1,800
	林業情報ルーム	—	300	600
	モデルルーム	—	600	1,200
	木工体験室	—	400	800
甲賀市グリーンドーム	競技場	1面	300	600
	照明設備	1面	300	
甲賀市上野ドーム	競技場	1面	600	1,200
		1 / 2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1 / 2面	300	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市信楽伝統産業会館条例の一部改正）

第8条 甲賀市信楽伝統産業会館条例（平成16年甲賀市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
企画展示室	1日当たり（午前9時から午後5時まで）	7,000	14,000
会議室（1室につき）	1時間当たり	300	600
技術指導室		300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2倍に相当する額とする。
- 6 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外

企画展示室	1時間当たり（午後5時から午後10時まで）	2,000	4,000
-------	-----------------------	-------	-------

備考 別表第1の備考1から4までの規定は、この表において準用する。

（甲賀市信楽産業展示館条例の一部改正）

第9条 甲賀市信楽産業展示館条例（平成16年甲賀市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
多目的ホール	平日	2,000	4,000
	土・日・祝日	3,100	6,200

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。
- 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2割に相当する額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 1 4 条関係）

設備名	区分	1 回当たり金額（円）
照明設備	一式	1, 0 0 0
音響設備	一式	2, 0 0 0
映写機	一台	2, 0 0 0
スライド映写機	一台	1, 0 0 0
ピアノ	一台	2, 0 0 0

備考

- 1 別表第 1 の備考 2 は、この表において準用する。
- 2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。

（甲賀市共同福祉施設条例の一部改正）

第 1 0 条 甲賀市共同福祉施設条例（平成 1 6 年甲賀市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「特別の事由があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

施設名	1 時間当たり金額（円）	
	市内	市外
教養文化室	1, 2 0 0	2, 4 0 0
研修室	4 0 0	8 0 0
視聴覚室	4 0 0	8 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の 1 時間当たりの使用料の額は、この

表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第11条 甲賀市勤労青少年ホーム条例(平成16年甲賀市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 貸室

施設名	1時間あたり金額(円)	
	市内	市外
会議室	400	800
料理教室	500	1,000
軽運動室	400	800
音楽室	500	1,000
集会室	400	800
講習室	500	1,000
談話室	400	800
図書室	400	800

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 体育館

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
多目的ホール	1面	1,200	2,400
	1/2面	600	1,200
冷暖房設備	—	600	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（冷暖房設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
人工芝コート	平日	600	1,200
	土・日・祝日	800	1,600
照明設備	—	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

（甲賀市かふか生涯学習館条例の一部改正）

第12条 甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	区分	1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
学習室（1室につき）	1室	300	600
活動室（小）	1室	200	400
活動室（大）（1室につき）	1室	300	600
	1／2室	200	400
研修室	1室	700	1,400
	2／3室	500	1,000
	1／3室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市公民館条例の一部改正）

第13条 甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600
	視聴覚室	300	600
	調理室	400	800
	講義室	300	600
	研修室	500	1,000
	鹿深ホール	700	1,400
伴谷公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
柏木公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	団体室	300	600
	集会室	500	1,000
貴生川公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
岩上公民館	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800

	学習室	300	600
	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、

利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。

4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

（甲賀市お茶のみホール条例の一部改正）

第14条 甲賀市お茶のみホール条例（平成16年甲賀市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、

利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第15条 甲賀市歴史民俗資料館条例（平成16年甲賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2項中「第7条及び」を「第7条の規定の適用については「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条に規定する入館料」とあるのは「利用料金」とし、」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第11条関係）

施設名	1人当たり金額（円）
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、18歳未満の者及び高校生は無料とする。
- 2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。

(甲賀市旧水口図書館条例の一部改正)

第16条 甲賀市旧水口図書館条例（平成16年甲賀市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
1階	300	600
2階	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市東海道伝馬館条例の一部改正)

第17条 甲賀市東海道伝馬館条例（平成16年甲賀市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
体験工房	200	400

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目

的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

(甲賀市甲南青少年研修センター条例の一部改正)

第18条 甲賀市甲南青少年研修センター条例(平成16年甲賀市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 宿泊を伴う場合

施設名	区分	1泊1人当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	中学生以下	500	1,000
	その他	1,000	2,000

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。
- 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名	1時間当たり金額(円)	
	市内	市外

研修室（和室）	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000
ホール		500	1,000
調理室		300	600

備考

- 1の表備考1から4までの規定は、この表において準用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市スポーツ施設条例の一部改正）

第19条 甲賀市スポーツ施設条例（平成16年甲賀市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第2項中「第10条及び第12条」を「第12条及び第13条第2項」に、「第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする」を「第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条の使用料」とあるのは「利用料金」とする」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条、第16条関係）

1 体育館

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
アリ	水口体育館	1面	500	1,000
一ナ	岩上体育館	1／2面	300	600
	土山体育館			

	甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館 信楽体育館			
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	300	600
照明 設備	水口体育館	1面	1,500	
	土山体育館	1 / 2面	800	
	信楽体育館	1面	1,000	
		1 / 2面	500	
	岩上体育館	1面	600	
	甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館	1 / 2面	300	
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	400	
	冷暖	水口体育館	1面	1,000
房設 備	水口体育館武道場	1面	400	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額と

し、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000
		1 / 2面	300	600
照明設備	土山室内運動場	1面	1,000	
		1 / 2面	500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
グラ ウン ド	土山運動場	1面	500	1,000
	甲南グラウンド	1 / 2面	300	600
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	700	1,400
		1 / 2面	400	800
照明 設備	土山運動場	1面	1,000	
	甲南グラウンド	1面	2,000	
		1 / 2面	1,000	
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	3,000	
		2 / 3面	2,000	
		1 / 2面	1,500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあ

るのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額（円）	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備	600	
人工芝コート	甲南中央運動公園	600	1,200
	信楽テニスコート		
	照明設備	400	
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備	600	
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800
	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センター	会議室	400	800

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切り1時間当たり	10,000	20,000

備考

- 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。
- 2 貸切りの規定については、別に定める。

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり（円）	回数券（円）	定期券（円）		
				1月	3月	6月
甲賀B &G海 洋セン ター	幼児	100	—	—	—	—
	小中学生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000

備考

- 1 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 2 「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時30分から午後4時まで）又は夜間（午後6時から午後9時30分まで）のそれぞれをいう。

(甲賀市立学校施設開放条例の一部改正)

第20条 甲賀市立学校施設開放条例（平成16年甲賀市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第10条関係）

施設名	区分		金額（円）
体育館	1時間 当たり	1面	200（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあっては、100）
		1／2面	100（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあっては、50）
格技場（水口中学校）		1面	200
		1／2面	100
会議室その他教室		1室	100
グラウンド		1面	100
		1／2面	50
室内温水プール（信楽中学校）	1回 当たり	幼児	100
		小中学生等	300
		一般	500
	回数券	幼児	1,000
		小中学生等	3,000
		一般	5,000
トレーニングルーム（信楽中学校）	1回 当たり	一般	300

		回数券		3,000
照明設備	体育館	1時間 当たり	1面	400
	格技場		1 / 2面	200
	グラウンド		1面	600
			1 / 2面	300

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 2 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 4 「1回」とは、午後（午後2時30分から午後5時30分まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれをいう。
- 5 回数券は、1組で11枚とする。

（甲賀市甲南ふれあいの館条例の一部改正）

第21条 甲賀市甲南ふれあいの館条例（平成16年甲賀市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「特別の事情があると認めたときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
研修室（和室）	400	800
実習室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他

の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。
- 6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（甲賀市民交流駅条例の一部改正）

第22条 甲賀市民交流駅条例（平成17年甲賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第14条関係）

1 甲賀市民交流駅こうか

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
コミュニティルーム	250	500

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 甲賀市民交流駅こうか・あぶらひ・てらしょう

設備名	区分	金額（円）
掲示設備	1区画当たり1日につき	100

備考 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判（縦1,030mm、横728mm）が掲示できる規格とする。

（甲賀市かもしか荘条例の一部改正）

第23条 甲賀市かもしか荘条例（平成17年甲賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	区分		金額（円）
宿泊室	大人	宿泊料金（1人1泊当たり）	8,500
		追加料金（1人1時間当たり）	850
	小人	宿泊料金（1人1泊当たり）	6,800
		追加料金（1人1時間当たり）	680
	幼児	宿泊料金（1人1泊当たり）	3,400
		追加料金（1人1時間当たり）	無料
研修室	和室（大）	1時間当たり	4,000
	和室（小）	1時間当たり	3,000

備考

- 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 宿泊室及び研修室は1室2人以上での宿泊を基本とするため、1人で宿

泊する場合は、当該利用料金の5割以内の額を加算することができる。

- 4 繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日をいう。）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の10割以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。
- 9 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 10 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。
- 11 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについてキャンセル料を徴収することができる。
- 12 前項の場合におけるキャンセル料は、宿泊料金及び食事料金の額に次の表に規定するキャンセル料比率を乗じた額とする。

宿泊の取消日	当日	前日	7日前	20日前
キャンセル料比率	10割	5割	3割	2割

(甲賀市あいの土山都市との交流センター条例の一部改正)

第24条 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	区分	金額（円）
入浴施設	大人（65歳未満）1人1回当たり	1,000
	大人（65歳以上）1人1回当たり	800
	小人及び幼児1人1回当たり	500
研修室	1室1時間当たり	500

備考

- 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 入浴施設利用料金には甲賀市税条例（平成16年甲賀市条例第45号）第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

(甲賀市勤労福祉会館条例の一部改正)

第25条 甲賀市勤労福祉会館条例（平成17年甲賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

施設名	区分		金額（円）
和室（1室につき）	宿泊利用 （1人当 たり）	1人利用	6,500
		2人利用	5,200
		3人利用	4,900
		4人利用	4,600
	時間利用	午前9時から午後1時 まで	4,200
		午後1時から午後5時 まで	4,200
		午前9時から午後5時 まで	8,400
洋室（1室につき）	宿泊利用 （1人当 たり）	1人利用	7,800
		2人利用	5,900
		3人利用	5,200

備考

- 1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。
- 2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。
- 3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

宿泊の取消日	当日	前日	7日から2日前まで
キャンセル料比率	10割	5割	2割

（甲賀市防災コミュニティセンター条例の一部改正）

第26条 甲賀市防災コミュニティセンター条例（平成18年甲賀市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
研修室（1室につき）	300	600
会議室（1室につき）	150	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部改正）

第27条 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例（平成18年甲賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
練習室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例の一部改正)

第28条 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例（平成18年甲賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 研修棟

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
研修室	300	600
調理室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するとき

は、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 ふれあい体験棟

施設名	区分	金額(円)
ふれあい体験棟	1人1回	500

備考 1の表備考5は、この表において準用する。

(甲賀市地域総合センター条例の一部改正)

第29条 甲賀市地域総合センター条例(平成20年甲賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

施設名		1時間あたり金額(円)	
		市内	市外
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800	1,600
	和室	300	600
	会議室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	300	600
甲賀市牛飼教育集会所	和室(1室につき)	100	200
	調理室	200	400
甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室(1室につき)	200	400
	談話室	100	200
	ふれあいルーム	200	400

		時間	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時ま で	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時ま で	午前 9 時 から午後 10 時ま で	
あ い こ う か 市 民 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	16,000	26,000	34,000	42,000	60,000	76,000	
		休日等	24,000	39,000	51,000	63,000	90,000	114,000	
	和室	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900	
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900	
	練習室 1	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000	
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600	
	練習室 2	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900	
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900	
	練習室 3	平日	2,800	3,700	3,700	6,500	7,400	10,200	
		休日等	3,000	3,900	3,900	6,900	7,800	10,800	
	展 示 室	全室	平日	4,700	5,800	—	10,500	—	—
			休日等	5,800	6,800	—	12,600	—	—
1 / 2		平日	2,800	3,500	—	6,300	—	—	

	使用		0	0		0		
		休日等	3, 500	4, 100	—	7, 600	—	—
碧 水 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	7, 200	10, 800	14, 100	18, 000	24, 900	32, 100
		休日等	10, 800	16, 200	21, 200	27, 000	37, 400	48, 200
	練習室	平日	1, 200	1, 400	1, 400	2, 600	2, 800	4, 000
		休日等	1, 400	1, 600	1, 600	3, 000	3, 200	4, 600
	会議室	平日	2, 100	2, 900	2, 900	5, 000	5, 800	7, 900
		休日等	2, 600	3, 400	3, 400	6, 000	6, 800	9, 400
展示コ ー ナ ー	平日	—	—	—	—	—	1, 600	
	休日等	—	—	—	—	—	1, 600	
あ い の 土 山 文 化 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	7, 200	10, 800	14, 100	18, 000	24, 900	32, 100
		休日等	10, 800	16, 200	21, 200	27, 000	37, 400	48, 200
	練習室	平日	1, 200	1, 400	1, 400	2, 600	2, 800	4, 000
		休日等	1, 400	1, 600	1, 600	3, 000	3, 200	4, 600

甲南情報	ホール（舞台）	平日	6,900	9,700	11,000	16,600	20,800	27,700
		休日等	10,400	14,600	16,500	25,000	31,100	41,500
交流センター	レッスン室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
タワー	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
	研修室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあっては、2,000円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額
 - (2) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあ

っては2,000円)以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額

(3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用するときの6日目以降の場合 この表に定める使用料の5割に相当する額

3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は午後10時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6 甲賀市甲南情報交流センター(ホールを除く。)については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 附帯設備(甲賀市あいこうか市民ホール)

設備名		区分	金額(円)
照明装置	フットライト	1式	400
	ボーダーライト	1列	500

	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ローアホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
音響装置	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,100
	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200
	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写機器 等	ビデオプロジェクター	1台	1,000
	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器等	ピアノ・フルコン（ホール）	1台	2,100
	ピアノ・アップライト（練習室）	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道具	演台・花台	1式	200
	金屏風	1双	1,000

	松羽目	1 式	5 0 0
	竹羽目	1 式	1, 6 0 0
	所作台	1 式	1 0, 5 0 0
	平台	1 台	1 0 0
	緋毛せん	1 枚	2 0 0
	地がすり	1 枚	3, 1 0 0
	吊看板・立看板	1 枚	1 0 0
	反響板（天板ライトを含む。）	1 式	5, 2 0 0
その他	紗幕	1 枚	1, 6 0 0
	茶道具	1 式	3 0 0
	持込器具	1 k w	1 0 0

備考

- 1 この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 2 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定は、この表において準用する。
- 3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

3 附帯設備（その他の館）

設備名	区分	金額（円）
照明設備	1 式	2, 1 0 0
音響設備	1 式	2, 1 0 0
映写設備	1 台	1, 0 0 0
舞台設備	1 式	1, 0 0 0
その他備品	1 式	1, 0 0 0
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
ピアノ・フルコン（あいの土山文化ホール）	1 台	5, 4 0 0
ピアノ・フルコン（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 台	2, 1 0 0
ピアノ・アップライト（碧水ホール練習室）	1 台	1, 0 0 0

備考 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定並びに2の表備考1及び3の規定は、この表において準用する。

（甲賀市くすり学習館条例の一部改正）

第31条 甲賀市くすり学習館条例（平成22年甲賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第19条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
会議室1	300	600
会議室2	600	1,200
体験学習室（1室につき）	900	1,800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（甲賀市まちづくり活動センター条例の一部改正）

第32条 甲賀市まちづくり活動センター条例（平成30年甲賀市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第18条関係）

1 貸室

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
会議室（1室につき）	300	600
和室（1室につき）	300	600
練習室	400	800
多目的室1	500	1,000
多目的室2	800	1,600
キッチンスペース	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 附属設備

設備名	区分	金額（円）
ロッカー	1個	規則で定める額
メールボックス	1個	規則で定める額

スチール棚	1 段	規則で定める額
-------	-----	---------

備考 附属設備の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

- (1) 甲賀市斎場条例
- (2) 甲賀市児童館条例
- (3) 甲賀市農村環境改善センター条例
- (4) 甲賀市農村集落センター条例
- (5) 甲賀市農業振興センター条例
- (6) 甲賀市開発センター条例
- (7) 甲賀市林業施設条例
- (8) 甲賀市信楽伝統産業会館条例
- (9) 甲賀市信楽産業展示館条例
- (10) 甲賀市共同福祉施設条例
- (11) 甲賀市勤労青少年ホーム条例
- (12) 甲賀市かふか生涯学習館条例
- (13) 甲賀市公民館条例
- (14) 甲賀市お茶のみホール条例
- (15) 甲賀市歴史民俗資料館条例
- (16) 甲賀市旧水口図書館条例
- (17) 甲賀市東海道伝馬館条例
- (18) 甲賀市甲南青少年研修センター条例
- (19) 甲賀市スポーツ施設条例
- (20) 甲賀市立学校施設開放条例

- (2 1) 甲賀市甲南ふれあいの館条例
- (2 2) 甲賀市民交流駅条例
- (2 3) 甲賀市かもしか荘条例
- (2 4) 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例
- (2 5) 甲賀市勤労福祉会館条例
- (2 6) 甲賀市防災コミュニティセンター条例
- (2 7) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例
- (2 8) 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例
- (2 9) 甲賀市地域総合センター条例
- (3 0) 甲賀市民文化ホール条例
- (3 1) 甲賀市くすり学習館条例
- (3 2) 甲賀市まちづくり活動センター条例

議案第84号参考資料

<第1条関係>

甲賀市斎場条例新旧対照表

改正案					現行				
(使用料) 第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 別表(第6条関係)					(使用料) 第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 別表(第6条関係)				
甲賀斎苑使用料					甲賀斎苑使用料				
施設名	区分		金額(円)		区分	単位	使用料		
			市内	市外			市内在住者	市外在住者	
火葬炉	大人(12歳以上)	1体	20,000	60,000	火葬炉	1体	20,000円	60,000円	
	小人(12歳未満)	1体	10,000	30,000			10,000円	30,000円	
	妊娠4月以上の胎児	1体	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
	改葬遺骨	1体	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
汚物炉	身体の一部	1人分	5,000	15,000	汚物炉	1人分	5,000円	15,000円	
	胞衣物(20kg未満)	1個	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
動物炉	小動物(50kg未満)	1体	3,000	—	動物炉	1体	3,000円	—円	
霊安室	24時間以内	1日	5,000	—	霊安室	1日	5,000円	—円	
葬祭場	告別式等(午前9時から午後4時まで)	1回	30,000	—	葬祭場	1回	30,000円	—円	
	通夜等(午後4時から翌日午前9時まで)	1回	30,000	—			30,000円	—円	
待合室	2時間当たり		800	2,400					

備考

- 1 「市内」とは、死亡者（胎児については、その父又は母）又は利用者が本市の住民基本台帳に記録されている場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 動物炉の利用については、飼主が市内に住所を有する者に限る。なお、営利を目的とする場合は、利用することができない。
- 3 「小動物」とは、50kg未満の犬、猫等のペットをいう。
- 4 葬祭場の利用については、市内に限る。
- 5 霊安室の利用については、葬祭場利用者に限る。
- 6 待合室の利用については、火葬炉利用者に限る。

備考

- 1 「市内」とは、死亡者（胎児については、その父又は母）又は利用者が甲賀市において住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。
- 3 動物炉の利用については、飼主が市内に住所を有する者に限るものとする。なお、営利を目的とする場合は、利用することができない。
- 4 小動物とは、住民が飼育する50kg未満の犬、猫等のペットに限る。
- 5 葬祭場の利用については、管内に限る。
- 6 霊安室の利用は、葬祭場利用者とする。

<第2条関係>

甲賀市児童館条例新旧対照表

改正案				現行		
(使用料) 第6条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表（第6条関係）				(使用料) 第6条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは _____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表（第6条関係）		
施設名		1時間あたり金額（円）		施設名	室名	1時間あたり金額（円）
		市内	市外			
甲賀市かえで児童館	学習室	300	600	甲賀市かえで児童館	学習室	200

	練習室	300	600
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200	400
	遊戯室	800	1,600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

	練習室	200
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200
	遊戯室	800

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。

<第3条関係>

甲賀市農村環境改善センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p>

施設名	1時間当たり金額（円）		
	市内	市外	
甲賀農村環境改	多目的ホール	1,800	3,600
善センター	和室	300	600
	視聴覚室	300	600
	農事研修室	300	600
	農産加工室	400	800
	農事相談室	200	400
甲南農村環境改	大会議室	700	1,400
善センター	実習室	500	1,000
	農業情報資料室	500	1,000
	和室	400	800
	農事研修室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

農村環境改善センター使用料

施設名	室名	1時間当たり金額（円）
甲賀農村環境改	多目的ホール	1,800
善センター	和室	300
	視聴覚室	300
	農事研修室	300
	農産加工室	300
	農事相談室	200
甲南農村環境改	大会議室	700
善センター	実習室	500
	農業情報資料室	400
	和室	400
	農事研修室	400

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。
- 2 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者負担させることができる。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第4条関係>

甲賀市農村集落センター条例新旧対照表

改正案				現行				
(利用料) 第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第2 (第10条関係)				(利用料) 第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第2 (第10条関係)				
施設名		1時間当たり金額 (円)		名称	区分	金額		
		市内	市外					
甲賀市大河	多目的ホール	200	400	甲賀市大河	室名\時間	8:30~2		
原ふれあい				原ふれあい		2:00		
ホール	和室	200	400	ホール	多目的ホール	1,000円/ 半日		
					和室	1,000円/ 半日		
	調理実習室	600	1,200		調理実習室	4,000円/ 半日		
甲賀市雲井				甲賀市雲井	室名\時間	9:00~1	13:00~1	18:00~2
地区農村活				地区農村活		2:00	7:00	2:00
性化センタ	和室(大)	300	600	性化センタ	和室(大)	1,000円	1,000円	1,000円

一	和室(小)	200	400
	研修室	400	800
	調理室	200	400
甲賀市農林 漁家婦人活 動促進施設	大ホール	1,300	2,600
柞原会館	和室	500	1,000
	調理室	900	1,800
	会議室	500	1,000
甲賀市生産 物直売・食 材供給施設	研修室	400	800
田代高原の 郷			

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

一	和室(小)	500円	500円	500円
	研修室	1,000円	1,000円	1,000円
	調理室	500円	500円	500円
甲賀市農林 漁家婦人活 動促進施設	室名\時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
柞原会館	大ホール	3,600円	4,800円	6,000円
	和室	1,500円	2,000円	2,400円
	調理室	2,550円	3,400円	4,000円
甲賀市生産 物直売・食 材供給施設	会議室	1,500円	2,000円	2,400円
	室名\時間	10:00~17:00		
	研修室	2,000円/回		
田代高原の 郷				

備考 「半日」とは、利用した時間が4時間以内の場合をいう。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第5条関係>

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

改正案		現行					
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第9条関係）</p>		<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>農業振興センター使用料</p>					
施設名	1時間あたり金額（円）		名称 室名	時間	8：30～1 2：00	13：00～1 7：00	17：30～2 2：00
	市内	市外					
ふれあいホール	250	500	ふる	ふれあいホール	600円	800円	1,000円
木工体験室	250	500	さと	木工体験室	600	800	1,000
特産品加工室	400	800	生き	特産品加工室	900	1,200	1,400
			がい				
			セン				
			ター				
			六友				

<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p> <p>3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。</p>	<p>館</p> <p>注</p> <p>1 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、総入場料の10%に相当する金額を徴収する。ただし、その額が5,000円に満たないときは5,000円とする。</p> <p>2 市外居住者が利用するときの金額は、使用料の50%に相当する金額を加算して徴収する。</p> <p>3 上表に掲げる施設で、特殊電灯又はプロパンガスを使用する場合は、その実費相当額を徴収する。</p>
--	---

<第6条関係>

甲賀市開発センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表（第9条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
土山開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	信楽開発センター	大集会室	700
信楽開発センター	会議室（大）（1室につき）	300	600
	会議室（小）	200	400
	和室	300	600
	調理実習室	400	800

備考

別表（第9条関係）

開発センター使用料

施設名	室名	1時間当たり金額（円）
土山開発センター	大集会室	700
	会議室	300
	第1研修室	300
	第2研修室	300
	第3研修室	300
	第4研修室	300
	和室1	300
	和室2	300
	和室3	300
	調理室	300
信楽開発センター	大集会室	700
	会議室A	300
	会議室B	300
	会議室C	300
	会議室D	300
	会議室E	300
	会議室F	200
	和室	300
	調理実習室	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。
- 2 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

< 第7条関係 >

甲賀市林業施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		区分	1時間当たり金額(円)	
			市内	市外
甲賀市やまびこ	競技場	1面	300	600
ドーム	照明設備	1面	300	
甲賀市森林文化	ホール	—	900	1,800
ホール	林業情報ルーム	—	300	600
	モデルルーム	—	600	1,200
	木工体験室	—	400	800
甲賀市グリーン	競技場	1面	300	600
ドーム	照明設備	1面	300	
甲賀市上野ドーム	競技場	1面	600	1,200
		1/2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1/2面	300	

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額と

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		1時間当たり金額	備考
ドーム	夜間照明	300円	
甲賀市森林文化	ホール	900円	
ホール	林業情報ルーム	200円	
	モデルルーム	600円	
	木工体験室	300円	
甲賀市グリーン	競技場	300円	
ドーム	夜間照明	300円	
甲賀市上野ドーム	競技場	600円	
	夜間照明	600円	

施設名	区分	金額 (円)	
		市内	市外
企画展示室	1日当たり (午前	7,000	14,000
	9時から午後5時 まで)		
会議室 (1室につ き)	1時間当たり	300	600
技術指導室		300	600

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(単位：円)

施設名	午前	午後	夜間
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
企画展示室	1日 7,000		
会議室A	700	900	1,800
会議室B	700	900	1,800
会議室C	700	900	1,800
技術指導室	450	600	1,200

備考

- 使用料の額が日を単位として定められている場合において、利用期間が1日に満たない場合の使用料は、1日とみなした額とする。
- 時間を超過して利用する場合は、1時間ごとに当該料金の1時間当たりの使用料を加算する。この場合において1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とする。
- 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 営利の目的をもって利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。
- 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

5 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2倍に相当する額とする。

6 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

別表第2（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
企画展示室	1時間当たり（午後5時から午後	2,000	4,000
	10時まで）		

備考 別表第1の備考1から4までの規定は、この表において準用する。

別表第2（第11条関係）

時間外利用の使用料

（単位：円）

施設名	時間区分	単位	超過使用料
企画展示室	午後5時から午後10	1時間	2,000
会議室A	時まで		450
会議室B			450
会議室C			450
技術指導室			300

備考

1 時間外利用が1時間に満たない場合の超過使用料は、1時間とみなした額とする。

2 営利の目的をもって利用する場合の超過使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

<第9条関係>

甲賀市信楽産業展示館条例新旧対照表

改正案	現行
(利用料)	(利用料)

第14条 利用者は、指定管理者が市長の承認を得て別表第1の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

2 利用者が、展示館の付帯設備及び器具等を使用するときは、指定管理者が市長の承認を得て別表第2の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

3 (略)

別表第1 (第14条関係)

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
多目的ホール	平日	2,000	4,000
	土・日・祝日	3,100	6,200

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収す

第14条 利用者は、指定管理者が市長の承認を得て別表第1の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

2 利用者が、展示館の付帯設備及び器具等を使用するときは、指定管理者が市長の承認を得て別表第2の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

3 (略)

別表第1 (第14条関係)

利用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:30 ~1 2:30	13:00 0~1 7:00	17:30 0~2 1:30	後 9:30 ~1 7:00	間 13:00 0~2 1:30	9:30 ~2 1:30
利用施設	多目的	円	円	円	円	円	円
	ホール	4,000	8,000	12,000	12,000	20,000	24,000
	平日	0	0	00	00	00	00
	土・日・祝日	6,000	12,000	18,000	18,000	30,000	36,000
		0	00	00	00	00	00

注

- 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、その使用料の5割に相当する金額(入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては、3割に相当する金額)を加算する。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。

るときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。

6 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2割に相当する額とする。

別表第2（第14条関係）

設備名	区分	1回当たり金額（円）
照明設備	一式	1,000
音響設備	一式	2,000
映写機	一台	2,000
スライド映写機	一台	1,000
ピアノ	一台	2,000

備考

- 1 別表第1の備考2は、この表において準用する。
- 2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。

3 舞台練習等のため舞台のみを利用するときは、この表に定める額の2割に相当する額とする。

別表第2（第14条関係）

名称	数量	区分	金額
照明設備	一式	一回につき	1,000円
音響設備	一式	一回につき	2,000円
映写機	一台	一回につき	2,000円
スライド映写機	一台	一回につき	1,000円
ピアノ	一台	一回につき	2,000円

注1 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、その使用料の5割に相当する金額（入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては3割に相当する金額）を加算する。

注2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされ

とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第11条関係>

甲賀市勤労青少年ホーム条例新旧対照表

改正案		現行																									
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条第1項に規定する勤労青少年が利用する場合は、テニスコートを除いて、無料とする。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 貸室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外				<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条第1項に規定する勤労青少年が利用する場合は、テニスコートを除いて、無料とする。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>甲賀市勤労青少年ホーム使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から</th> <th>午後1時か</th> <th>午後5時30分</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	昼間		夜間	全日	午前9時から	午後1時か	午後5時30分	午前9時から					
施設名	1時間当たり金額(円)																										
	市内	市外																									
利用区分	昼間		夜間	全日																							
	午前9時から	午後1時か	午後5時30分	午前9時から																							

会議室	400	800
料理教室	500	1,000
軽運動室	400	800
音楽室	500	1,000
集会室	400	800
講習室	500	1,000
談話室	400	800
図書室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

利用施設	午後0時30分まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
	円	円	円	円
会議室	800	1,200	1,500	3,500
料理教室	1,000	1,500	2,000	4,500
軽運動室	800	1,200	1,500	3,500
多目的ホール	4,000	5,000	6,000	15,000
音楽室	1,000	1,500	2,000	4,500
集会室	800	1,200	1,500	3,500
講習室	1,000	1,500	2,000	4,500
談話室	800	1,200	1,500	3,500
図書室	800	1,200	1,500	3,500
テニスコート	平日1時間当たり 1面 600			
	土・日・祝日1時間当たり 1面 800			
	照明設備1時間当たり 1面 400			

注

- 1 多目的ホールを半面利用するときは、この表に定める額の半額とする。
- 2 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する額を加算する。
- 3 テニスコートにおいて、利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 体育館

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
多目的ホール	1面	1,200	2,400
	1/2面	600	1,200
冷暖房設備	＝	600	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額(冷暖房設備は除く。)」と読み替えるものとする。

3 テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
人工芝コート	平日	600	1,200
	土・日・祝日	800	1,600
照明設備	＝	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

<第12条関係>

甲賀市かふか生涯学習館条例新旧対照表

改正案	現行																																									
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>																																									
<p>別表(第9条関係)</p>	<p>別表(第9条関係)</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間あたり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室(1室につき)</td> <td>1室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>活動室(小)</td> <td>1室</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動室(大)(1室につき)</td> <td>1室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>1/2室</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>1室</td> <td>700</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>2/3室</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>1/3室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	1時間あたり金額(円)		市内	市外	学習室(1室につき)	1室	300	600	活動室(小)	1室	200	400	活動室(大)(1室につき)	1室	300	600	1/2室	200	400	研修室	1室	700	1,400	2/3室	500	1,000	1/3室	300	600	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間あたり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3学習室(1室につき)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>第4活動室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第5～7活動室(1室につき)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>研修室(全体)</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間あたり金額(円)	第1～3学習室(1室につき)	300	第4活動室	200	第5～7活動室(1室につき)	300	研修室(全体)	700
施設名			区分	1時間あたり金額(円)																																						
	市内	市外																																								
学習室(1室につき)	1室	300	600																																							
活動室(小)	1室	200	400																																							
活動室(大)(1室につき)	1室	300	600																																							
	1/2室	200	400																																							
研修室	1室	700	1,400																																							
	2/3室	500	1,000																																							
	1/3室	300	600																																							
区分	1時間あたり金額(円)																																									
第1～3学習室(1室につき)	300																																									
第4活動室	200																																									
第5～7活動室(1室につき)	300																																									
研修室(全体)	700																																									
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。</p> <p>2 第5～7活動室の2分の1、研修室の3分の1又は3分の2を利用する場合の使用料は、それぞれの割合に応じた額(10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。)を徴収する。</p>																																									

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第13条関係>

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案				現行		
(使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表第2 (第7条関係)				(使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは _____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表第2 (第7条関係)		
施設名		1時間当たり金額(円)		公民館名	室名	1時間当たり金額(円)
		市内	市外			
水口中央公民館	和室(1室につき)	300	600	水口中央公民館	和室(1室につき)	300
					学習室(1室につき)	300
	視聴覚室	300	600		視聴覚室	300
	調理室	400	800		調理室	400
	講義室	300	600		講義室	300

	研修室	500	1,000
	鹿深ホール	700	1,400
伴谷公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
柏木公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	団体室	300	600
	集会室	500	1,000
貴生川公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
岩上公民館	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	学習室	300	600
	談話室	200	400

	会議室1	300
	会議室2	300
	研修室	400
	鹿深ホール	700
伴谷公民館	和室（1室につき）	300
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	大会議室	400
柏木公民館	和室（1室につき）	200
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	団体室	300
	集会室	700
貴生川公民館	和室（1室につき）	300
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	集会室	400
岩上公民館	和室（1室につき）	200
	調理室	400
	学習室	200
	談話室	200

	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事

	ホール	400
土山中央公民館	会議室	200
	和室	200
	実習室	300
	大集会室	400
大野公民館	小会議室	200
	和室	300
	調理室	400
	大会議室	300
山内公民館	会議室	200
	和室	300
	調理室	400
	大会議室	300
鮎河公民館	会議室	200
	調理室	300
	大会議室	300
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200
	調理室	300
	研修室	200
	相談室	200
	大会議室	400

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。

4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

2 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表に掲げる使用料を準用する。

3 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表に掲げる甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

4 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表に掲げる（2）信楽開発センター使用料を準用する。

<第14条関係>

甲賀市お茶のみホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、<u>別に定めるところにより</u>、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表（第7条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表（第7条関係）

施設	1時間あたり金額（円）
お茶のみホール	400

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

<第15条関係>

甲賀市歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入館料)</p> <p>第6条 資料館の入館に係る使用料（以下「入館料」という。）は別表第2のとおりとする。</p>	<p>(入館料)</p> <p>第6条 資料館の入館に係る使用料（以下「入館料」という。）は別表第2のとおりとする。</p>

(入館料の減免)

第7条 市長_____は、公益上又は特別な事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条に規定する入館料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第10条 (略)

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条の規定の適用については「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条に規定する入館料」とあるのは「利用料金」とし、第8条の規定の適用については「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

施設名	1人当たり金額(円)
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

(入館料の減免)

第7条 教育委員会は、公益上又は特別な事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条に規定する入館料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第10条 (略)

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条及び

_____第8条の規定の適用については「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

名称	区分	金額(円)	備考
水口歴史民俗資料館	個人	大人	(1) 小人とは中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。
		小人	
水口城	個人	大人	(2) 団体とは、一団の
		小人	

資料館	小人	50	入館者の数が20人以上のものをいう。 (3) 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。 (4) 両資料館共の入館料は、個人大人200円、個人小人100円とする。	
土山歴	常設展示	無料		
史民俗	企画・特別展示	市長がその都度別に		
資料館		定める額		
甲賀歴	個人	大人	200	大人とは16歳以上の者
史民俗		小人	100	を、小人とは16歳未満6
資料館		学生	150	歳までの者を、学生とは大
				学及び高等学校の学生、生
				徒又はこれらに準ずる者を
				いう。
	団体	大人	150	団体とは、20人以上同時
		小人	70	に入館を希望するもので、
		学生	100	引率者は20人に1人の割
				合で無料とする。

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、

注 学校教育、学術研究のため、教育委員会が特に必要と認めた場合は、入館料を免除することができる。

1 8歳未満の者及び高校生は無料とする。

2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。

<第16条関係>

甲賀市旧水口図書館条例新旧対照表

改正案			現行				
(利用料) 第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表（第10条関係）</u>			(利用料) 第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表（第10条関係）</u>				
施設名	1時間当たり金額（円）		使用区分	午前	午後	夜間	全日
	市内	市外		午前9時から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 時まで	午前9時から 午後9時まで
1階	300	600	1階	500円	800円	1,000円	2,300円
2階	500	1,000	2階	1,000円	1,200円	1,500円	3,700円
備考 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。			注 冷暖房設備を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。				

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第17条関係>

甲賀市東海道伝馬館条例新旧対照表

改正案		現行															
(利用料) 第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表(第12条関係)</u>		(利用料) 第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表(第12条関係)</u> 東海道伝馬館利用料															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	体験工房	200	400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>時間</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td></td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00	体験工房		600円	800円
施設名		1時間当たり金額(円)															
	市内	市外															
体験工房	200	400															
室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00														
	体験工房		600円	800円													
備考 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。		備考 <u>市外居住者が利用するときの金額は、利用料の50%に相当する金額を加算して徴収する。</u>															

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第18条関係>

甲賀市甲南青少年研修センター条例新旧対照表

改正案				現行		
(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 別表(第8条関係)				(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 別表(第8条関係)		
1 宿泊を伴う場合				1 宿泊を伴う場合		
施設名	区分	1泊1人当たり金額(円)		対象	金額	備考
		市内	市外			
研修室(和室)	中学生以下	500	1,000	中学生以下	1泊1人当たり 500円	寝具使用料は含まない。 13:00から翌日10:00

その他	1,000	2,000
-----	-------	-------

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。
- 5 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 6 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名		1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000

その他	1泊1人当たり	1,000	0まで。
		00円	

備考

- 1 寝具1回当たりの使用料は、次のとおりとする。
寝具 200円
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。
- 3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 宿泊を伴わない場合

室名		時間	9:00~12:	13:00~1	17:00~2
			00	7:00	2:00
研修室 (和室)	さくら		900円	1,200円	1,500円
	さつき		900円	1,200円	1,500円
	もみじ		450円	600円	750円
	さざんか		450円	600円	750円
会議室			1,500円	2,000円	2,500円

ホール	500	1,000
調理室	300	600

備考

- 1の表備考1から4までの規定は、この表において準用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

ホール	1,200円	1,600円	2,000円
調理室	900円	1,200円	1,500円

備考

- 1 1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。
 さくら及びさつき 1室につき 300円
 もみじ及びさざんか 1室につき 150円
 会議室 500円 ホール 400円
 調理室 300円
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。
- 3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者負担させることができる。

<第19条関係>

甲賀市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長 _____ は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 (略)</p>

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第12条及び第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条の使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第3 (第9条、第16条関係)

1 体育館

施設名	区分	1時間当たりの金額(円)	
		市内	市外
アリ 水口体育館	1面	500	1,000
一ナ 岩上体育館	1/2面	300	600
土山体育館			
甲南体育館			
甲南B&G海洋センター体育館			
信楽体育館			
水口体育館武道場	1面	300	600

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第10条及び第12条の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第3 (第9条、第16条関係)

(1) 体育館

施設名	時間区分	金額(円)
一ナ 岩上体育館	13:00～17:00	1,800
土山体育館	17:30～19:30	1,200
土山室内運動場	20:00～22:00	1,200
甲南体育館		
甲南B&G海洋センター体育館		
信楽体育館		
武道 水口体育館	8:30～12:30	700

	甲南B&G海洋センター レーニング室			
照明	水口体育館	1面		1,500
設備	土山体育館	1/2面		800
	信楽体育館	1面		1,000
		1/2面		500
	岩上体育館	1面		600
	甲南体育館	1/2面		300
	甲南B&G海洋センター 体育館			
	水口体育館武道場	1面		400
	甲南B&G海洋センター レーニング室			
冷暖	水口体育館	1面		1,000
房設	水口体育館武道場	1面		400
備				

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に

		13:00~17:00	900
		17:30~19:30	600
		20:00~22:00	600
トレ	甲南B&G海洋センター	1時間当たり300円	
ーニ			
ング			
室			
トレ	水口体育館	1時間当たり200円	
ーニ			
ング			
ルー			
ム			
多目	水口体育館	1時間当たり100円	
的室			
1			
多目	水口体育館	1時間当たり200円	
的室			
2			
会議	水口体育館	1時間当たり200円	
室	土山体育館		
	甲南体育館		
	甲南B&G海洋センター		
	信楽体育館		

備考

- アリーナの時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それ

在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000

それを合計した金額とする。

- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表の金額の2倍とする。
- 3 アリーナの2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表の金額の2分の1の額とする。
- 4 利用者が利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、その額が1,000円以下の場合は2倍の額とし、1,000円を超える場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合の使用料は、30,000円を加算して得た額とする。
- 5 利用時間を超過して利用する場合は、1時間を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 午前8時30分以前の場合は、午前8時30分から午後0時30分までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額
 - (2) 午後10時以降の場合は、午後8時から午後10時までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額
- 6 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 体育館設備

設備名		1時間あたり金額（円）
アリーナ照明設備	水口体育館、土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育	1,000

		1/2面	300	600
照明設備	土山室内運動場	1面	1,000	
		1/2面	500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間当たり金額(円)		
			市内	市外	
グラ	土山運動場	1面	500	1,000	
ウン	甲南グラウンド	1/2面	300	600	
ド	甲南中央運動公園サッカー	1面	700	1,400	
	グラウンド	1/2面	400	800	
照明設備	土山運動場	1面	1,000		
	甲南グラウンド	1面	2,000		
		1/2面	1,000		
	甲南中央運動公園サッカー	1面	3,000		
		グラウンド	2/3面	2,000	
			1/2面	1,500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、

	館	
	その他の体育館	600
武道場照明設備		400
アリーナ冷暖房設備		1,000
武道場冷暖房設備		400
多目的室冷暖房設備(1室につき)		200
会議室冷暖房設備		200

(3) 運動場

施設名		時間区分	金額(円)
グラ	土山運動場	8:30~12:30	1,000
ウン	甲南グラウンド	13:00~17:00	1,400
		17:30~22:00	1,800
ド	甲南中央運動公園サッカー	8:30~12:30	2,400
		13:00~17:00	2,800
		17:30~22:00	3,600
甲南中央運動公園トレーニングハウス 1時間当たり200円			

備考 (1) 体育館の表備考の規定は、この表において準用する。

て、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額(円)	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備		600
人工芝コート	甲南中央運動公園	600	1,200
	信楽テニスコート		
	照明設備		400
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備		600
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備		400

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800

このとき、「アリーナ」は「グラウンド」に読み替えるものとする。

(4) 運動場照明設備

施設名	1時間当たり金額(円)
土山運動場	1,000
甲南グラウンド	全照明 2,000
	1/2照明 1,000
甲南中央運動公園サッカーグラウンド	全照明 3,000
	2/3照明 2,000
	1/2照明 1,500

(5) テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額(円)
土山テニスコート	クレーコート	200
	全天候コート	400

	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センタ		400	800
ニ	会議室		

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額(円)	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切り1時間当たり	10,000	20,000

備考

- 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。
- 貸切りの規定については、別に定める。

	照明設備	600
甲南中央運動公園テニスコート	人工芝コート	600
スコート	照明設備	400
信楽テニスコート	人工芝コート	600
	照明設備	400

備考

- 使用料は、1面当たりの金額とする。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。
- (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表のコートの使用料において準用する。

(6) プール

施設	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1箇月	3箇月	6箇月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海洋セン	小中学	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	生等				0	0
ター	一般	500	5,000	7,500	20,000	37,500
					0	0

備考

- 幼児とは6歳未満の未就学児を、小中学生等とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、一般とはそれ以外の者をいう。
- 1回とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額(円)	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1月	3月	6月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海 洋セン ター	小中学 生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000
					0	0

備考

- 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分まで)のそれぞれをいう。

まで)のそれぞれをいう。

(7) グラウンド・ゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額(円)
甲南グラウンド・ゴルフ場	200

備考 (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表において準用する。

<第20条関係>

甲賀市立学校施設開放条例新旧対照表

校)		1 / 2面	100
会議室その他教室		1室	100
グラウンド		1面	100
		1 / 2面	50
室内温水プール(信楽中学校)	1回当たり	幼児	100
		小中学生等	300
		一般	500
		回数券	
		幼児	1,000
		小中学生等	3,000
		一般	5,000
トレーニングルーム(信楽中学校)	1回当たり	一般	300
	回数券		3,000
照明設備	1時間当たり	1面	400
		1 / 2面	200
		1面	600
		1 / 2面	300

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 2 付帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 4 「1回」とは、午後(午後2時30分から午後5時30分まで)

	グラウンド	500円	800円	(2) 付帯施設の利用については、実費相当額を徴収する。	
伴谷東小学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	ランチルーム	3,000円	3,000円		
	グラウンド	500円	800円		
柏木小学校	体育館	800円	1,300円		(3) 冷暖房設備を利用するときは、この表の定める額の5割に相当する金額を加算する。
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
貴生川小学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
綾野小学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
水口中学校	体育館	800円	1,300円		
	格技場	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
城山中学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		

又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれをいう。

5. 回数券は、1組で11枚とする。

学校名	施設の名称	き)		備考	
		昼間	夜間		
	グラウンド	500円	800円		
		(午前8時 30分から 午後5時ま で)	(午後5時 30分から 午後10時 まで)		
土山小学校 大野小学校	屋内運動場（体 育館）	1,000円	1,500円	土山小学校、大 野小学校運動場	
	教室（1室につ き）	500円	800円	夜間照明を使用 したときは、1	
	運動場	500円	800円	時間につき1,	
土山中学校	屋内運動場（体 育館）	1,000円	1,500円	000円を加算 するものとす	
	教室（1室につ き）	500円	800円	る。ただし、夜 間照明は午後5	
	運動場	800円	1,000円	時30分から午 後9時30分の 利用とする。	
学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考
		午前9時か ら午後1時 まで	午後1時か ら午後6時 まで	午後6時か ら午後10 時まで	
大原小学校	体育館	700円	1,000 円	1,800 円	(1) 午前、 午後、夜間

	教室	400円	600円	800円	をそれぞれ
	運動場	500円	800円	1,000円	引き続き、
油日小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	利用すると
	教室	400円	600円	800円	きの使用料
	運動場	500円	800円	1,000円	は、それぞ
佐山小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	れの使用料
	教室	400円	600円	800円	額を加算し
	運動場	500円	800円	1,100円	た額とす
甲賀中学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	る。
	教室	400円	600円	800円	(2) 体育
	運動場	500円	800円	1,000円	館、運動場
	体育館	700円	1,000円	1,800円	の利用で照
	教室	400円	600円	800円	明設備を使
	運動場	500円	800円	1,000円	用したとき
	体育館	700円	1,000円	1,800円	は、利用し
	教室	400円	600円	800円	た時間1時
	運動場	500円	800円	1,000円	間につき3
					00円を加
					算して徴収
					する。
					(3) いず
					れの施設に
					あっても冷
					暖房施設を
					使用する場

合は、その
 施設の使用
 料の5割に
 相当する金
 額を加算し
 て徴収す
 る。また暖
 房器具を使
 用する場合
 は使用した
 時間1時間
 につき20
 0円を加算
 して徴収す
 る。

学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
甲南第一小学校	体育館	700円	800円	1,200円	(1) 1時間当たりの
甲南第二小学校	運動場	1,000円	1,200円	1,500円	使用料は次のとおりとする。
甲南第三小学校	会議室及び多目的教室	200円	300円	500円	体育館 2

	<u>甲南中部小</u> <u>学校</u> <u>希望ヶ丘小</u> <u>学校</u> <u>甲南中学校</u>					<u>00円</u> <u>ただし、</u> <u>夜間の場</u> <u>合は25</u> <u>0円</u> <u>運動場 3</u> <u>00円</u> <u>会議室及び</u> <u>多目的教室</u> <u>100円</u> <u>(2) 競技</u> <u>場の2分の</u> <u>1以下の部</u> <u>分を利用す</u> <u>る場合にお</u> <u>ける使用料</u> <u>金は、規定</u> <u>の額の2分</u> <u>の1とす</u> <u>る。</u> <u>ただし、甲</u> <u>南第二小学</u> <u>校体育館の</u> <u>使用料は、</u> <u>規定の額の</u>
--	--	--	--	--	--	--

2分の1とする。
 (3) 甲南第二小学校運動場の照明施設を使用する場合は、1時間当たり500円を徴収する。
 (4) その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

学校名	施設の名称	利用時間			備考
		昼間	夜間	昼夜間	
信楽小学校	体育館				
朝宮小学校		200円	400円	600円	

雲井小学校	運動場	全日	半日
小原小学校		200円	100円
多羅尾小学校	家事室その	全日	半日
信楽中学校	他教室	200円	100円

学校名	施設の名 称	区分	金額 (円)		備考
			1回当たり	回数券	
信楽中学 校	室内温水	幼児	100	1,000	(1) 幼児と
	プール	小中学生 等	300	3,000	は6歳未満の 未就学児を、
		一般	500	5,000	小中学生等と
	トレーニング ルーム	一般	300	3,000	は小中学校の 児童、生徒又 はこれに準ず る者を、一般 とはそれ以外 の者をいう。 (2) 1回と は、午後(午 後2時30分 から午後5時 30分まで) 又は夜間(午 後6時から午 後9時まで) のそれぞれを

業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。

6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 1時間当たりの使用料は、各1室につき400円とする。

3 市外の者が利用する場合における使用料は、規定の額の1.5倍とする。

4 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第22条関係>

甲賀市民交流駅条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料の納付) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金の收受等)	(使用料の納付) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金の收受等)

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第9条、第14条関係)

1 甲賀市民交流駅こうか

施設名	1時間当たり金額 (円)	
	市内	市外
コミュニティルーム	250	500

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 甲賀市民交流駅こうか・あぶらひ・てらしょう

設備名	区分	金額 (円)
-----	----	--------

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第9条、第14条関係)

区分	単位	使用料
コミュニティルーム	1日につき (8:00~20:00)	2,000円
掲示設備	1区画当り1日につき	100円

注 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判 (1030mm×728mm) が掲示できる規格とする。

掲示設備	1区画当たり1日につき	100
備考 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判（縦1,030mm、横728mm）が掲示できる規格とする。		

<第23条関係>

甲賀市かもしか荘条例新旧対照表

改正案				現行				
(利用料金) 第10条 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 2 (略) 別表(第10条関係)				(利用料金) 第10条 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 2 (略) 別表(第10条関係)				
施設名	区分		金額(円)	宿泊室	区分	宿泊料金(1人1泊)	追加料金(1人1時間当たり)	
宿泊室	大人	宿泊料金(1人1泊当たり)	8,500		大人	7,000円	700円	
		追加料金(1人1時間当たり)	850					
	小人	宿泊料金(1人1泊当たり)	6,800		小人	5,600円	560円	
		追加料金(1人1時間当たり)	680					
	幼児	宿泊料金(1人1泊当たり)	3,400		幼児	2,800円	無料	
		追加料金(1人1時間当たり)	無料					
研修室	和室(大)	1時間当たり	4,000	研修室	室料金(1室1時間当たり)			
					和室44畳	4,000円		
					和室36畳	3,000円		
				宿泊の取消しの日及	当日	前日	7日前	20日前

備考

- 1 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 3 宿泊室及び研修室は1室2人以上での宿泊を基本とするため、1人で宿泊する場合は、当該利用料金の5割以内の額を加算することができる。
- 4 繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日をいう。）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の10割以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理

びキャンセル料比率	100%	50%	30%	20%
-----------	------	-----	-----	-----

備考

- 1 大人とは中学校の生徒（これに準ずる者を含む。）以上の者を、小人とは小学校の児童（これに準ずる者を含む。）を、幼児とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 3 宿泊室及び研修室に1人で宿泊する場合は、当該利用料金の50パーセント以内の額を加算することができる。
- 4 繁忙日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の100パーセント以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理

者が市長の承認を得て定めることができる。

9 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

1.0 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

1.1 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについてキャンセル料を徴収することができる。

1.2 前項の場合におけるキャンセル料は、宿泊料金及び食事料金の額に次の表に規定するキャンセル料比率を乗じた額とする。

宿泊の取消日	当日	前日	7日前	20日前
キャンセル料比率	10割	5割	3割	2割

者が市長の承認を得て定めることができる。

9 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とみなす。

1.0 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から20パーセントの額を減額する。

1.1 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについては、宿泊料金及び食事料金に上記の比率を乗じたキャンセル料を徴収することができる。

<第24条関係>

甲賀市あいの土山都市との交流センター条例新旧対照表

改正案	現行
(利用料金) 第10条 交流センターの利用料金の額は、別表に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。	(利用料金) 第10条 交流センターの利用料金の額は、別表に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条関係)

施設名	区分	金額(円)
入浴施設	大人(65歳未満)1人1回当たり	1,000
	大人(65歳以上)1人1回当たり	800
	小人及び幼児1人1回当たり	500
研修室	1室1時間当たり	500

備考

- 1 「大人」とは中学生(これに準ずる者を含む。)以上の者を、「小人」とは小学生(これに準ずる者を含む。)を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 入浴施設利用料金には甲賀市税条例(平成16年甲賀市条例第45号)第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

2 (略)

別表(第10条関係)

入浴施設	区分	利用料金
入浴施設	大人	1人1回につき 500円
	大人(65歳以上)	1人1回につき 400円
	小人及び幼児	1人1回につき 250円
研修室	1室1時間当たり	500円

備考

- 1 大人とは中学校の生徒(これに準ずる者を含む。)以上の者を、小人とは小学校の児童(これに準ずる者を含む。)を、幼児とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 入浴施設利用料金には甲賀市税条例(平成16年甲賀市条例第45号)第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とみなす。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から20パーセントの額を減額する。

<第25条関係>

甲賀市勤労福祉会館条例新旧対照表

改正案			現行			
<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用料は、別表第1に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 利用者は、利用の承認を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、別表第2に定める範囲の額を納付しなければならない。</p> <p><u>別表第1（第10条関係）</u></p>			<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用料は、別表第1に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 利用者は、利用の承認を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、別表第2に定める範囲の額を納付しなければならない。</p> <p><u>別表第1（第10条関係）</u></p> <p>(1) <u>宿泊料</u></p>			
<u>施設名</u>	<u>区分</u>	<u>金額(円)</u>	<u>区分</u>	<u>和室</u>	<u>洋室</u>	
和室(1室につき)	宿泊利用 (1人当たり)	1人利用	6,500	1室1人利用	5,250円	6,300円
		2人利用	5,200	1室2人利用(1人につき)	4,200円	4,725円
		3人利用	4,900	1室3人利用(1人につき)	3,990円	4,200円
		4人利用	4,600	1室4人利用(1人につき)	3,675円	
	時間利用	午前9時から午後1時まで	4,200			
		午後1時から午後5時まで	4,200			
		午前9時から午後5時まで	8,400			
洋室(1室につき)	宿泊利用	1人利用	7,800			

	(1人当	2人利用	5,900
	たり)	3人利用	5,200

備考

- 1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。
- 2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。
- 3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。

別表第2（第10条関係）

宿泊の取消日	当日	前日	7日から2日前まで
キャンセル料比率	10割	5割	2割

備考 小学生未満で独立して寝具を使用しない場合は無料とする。

(2) 会議室

区分	9:00~13:0	13:00~17:	9:00~17:0
	0	00	0
1階和室	4,200円	4,200円	8,400円

備考 利用料には、飲食に係る費用は含まない。

別表第2（第10条関係）

当日取消し	前日取消し	7日~2日前取消し
宿泊料の100%	宿泊料の50%	宿泊料の20%

<第26条関係>

甲賀市防災コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行						
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>1時間当たり金額（円）</td> </tr> </table>	施設名	1時間当たり金額（円）	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>午前9時から正</td> <td>午後1時から午</td> <td>午後6時から午</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午
施設名	1時間当たり金額（円）						
区分	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午				

	市内	市外
研修室（1室につき）	300	600
会議室（1室につき）	150	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

室名	午まで	後5時まで	後10時まで
研修室（1）	円 600	円 800	円 800
研修室（2）	600	800	800
会議室（1）	300	400	400
会議室（2）	300	400	400

備考 この表に定める区分の利用時間を超えて利用する場合の1時間当たりの使用料は、研修室は200円、会議室は100円とする。

<第27条関係>

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例新旧対照表

改正案		現行													
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長_____は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p>		<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 教育委員会は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練習室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	練習室	300	600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>1時間当たり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練習室</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		室名	1時間当たり金額(円)	練習室	300
施設名	1時間当たり金額(円)														
	市内	市外													
練習室	300	600													
室名	1時間当たり金額(円)														
	練習室	300													
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p> <p>3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、</p>		<p>備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。</p>													

本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第28条関係>

甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例新旧対照表

改正案			現行																															
<p>(利用料)</p> <p>第11条 施設の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <p>1 研修棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	研修室	300	600	調理室	300	600	<p>(利用料)</p> <p>第11条 施設の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間当たり 200円</td> <td>この施設の利用に際し</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間当たり 200円</td> <td>特別に要した経費は、実</td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td>費の範囲内において利</td> </tr> <tr> <td>ふれあい体験棟</td> <td>1人1回につき 500円</td> <td>用者に負担させること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ができる。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額	備考	研修室	1時間当たり 200円	この施設の利用に際し	調理室	1時間当たり 200円	特別に要した経費は、実	棟		費の範囲内において利	ふれあい体験棟	1人1回につき 500円	用者に負担させること			ができる。
施設名	1時間当たり金額(円)																																	
	市内	市外																																
研修室	300	600																																
調理室	300	600																																
区分	金額	備考																																
研修室	1時間当たり 200円	この施設の利用に際し																																
調理室	1時間当たり 200円	特別に要した経費は、実																																
棟		費の範囲内において利																																
ふれあい体験棟	1人1回につき 500円	用者に負担させること																																
		ができる。																																
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額</p>																																		

は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 ふれあい体験棟

施設名	区分	金額(円)
ふれあい体験棟	1人1回	500

備考 1の表備考5は、この表において準用する。

<第29条関係>

甲賀市地域総合センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料等)</p> <p>第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p>

施設名		1時間あたり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800	1,600
	和室	300	600
	会議室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	300	600
甲賀市牛飼教育集会所	和室 (1室につき)	100	200
	調理室	200	400
甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室 (1室につき)	200	400
	談話室	100	200
	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
甲賀市大久保教育集会所	会議室	100	200
	講話室	100	200
	研修室	200	400
	調理室	100	200
甲賀市かえで会館	集会室(1室につき)	800	1,600
	調理室	400	800
	多目的室	150	300
	研修室1	300	600

施設名	室名	1時間あたり金額 (円)
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800
	和室	200
	会議室	200
	学習室	300
	調理室	200
甲賀市牛飼教育集会所	和室 (1)	100
	和室 (2)	100
	調理室	200
甲賀市清和会館	大会議室	400
	和室 (1)	200
	和室 (2)	200
	談話室	100
	ふれあいルーム	200
甲賀市大久保教育集会所	会議室	100
	講話室	100
	研修室	200
	調理室	100
甲賀市かえで会館	集会室	800
	機能回復訓練室	800
	調理実習室	300
	共同娯楽室	100
	研修室	200

	研修室 2	1 5 0	3 0 0
甲賀市西教育集会所	和室（1室につき）	2 0 0	4 0 0
	集会室	2 0 0	4 0 0
	調理室	2 0 0	4 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

	団体作業室	1 0 0
甲賀市西教育集会所	和室（1）	2 0 0
	和室（2）	2 0 0
	和室（3）	2 0 0
	集会室	2 0 0
	調理室	2 0 0

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。

< 第30条関係 >

甲賀市民文化ホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場</p>

合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条、第17条関係)

1 施設

施設名		区分時間当たり金額(円)						
		区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
		あ い こ う か 市 民 ホ 二 ル	ホール(舞台)	平日	16,000	26,000	34,000	42,000
休日等	24,000			39,000	51,000	63,000	90,000	114,000
か 市 民 ホ 二 ル	和室	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900
二 ル	練習室1	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,300	1,500	1,500	2,800	3,000	4,300

合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条、第17条関係)

(1) 使用料

利用施設		区分時間当たり金額(円)						
		区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
時間		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
		あ い こ う か 市 民 ホ 二 ル	ホール(舞台)	平日	12,000	24,000	32,000	36,000
休日等	18,000			36,000	48,000	54,000	84,000	102,000
か 市 民 ホ 二 ル	和室	平日	1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600
		休日等	2,000	2,300	2,300	4,300	4,600	6,600
二 ル	練習室1	平日	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
		休日等	1,300	1,500	1,500	2,800	3,000	4,300

		休日等	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60
			0	0	0	0	0	0
練習室2		平日	1,70	2,10	2,10	3,80	4,20	5,90
			0	0	0	0	0	0
		休日等	2,10	2,40	2,40	4,50	4,80	6,90
			0	0	0	0	0	0
練習室3		平日	2,80	3,70	3,70	6,50	7,40	10,2
			0	0	0	0	0	00
		休日等	3,00	3,90	3,90	6,90	7,80	10,8
			0	0	0	0	0	00
展示室	全室	平日	4,70	5,80	—	10,5	—	—
			0	0		00		
	休日等	5,80	6,80	—	12,6	—	—	
		0	0		00			
	1/2 使用	平日	2,80	3,50	—	6,30	—	—
			0	0		0		
休日等	3,50	4,10	—	7,60	—	—		
	0	0		0				
碧水ホール	ホール（舞台）	平日	7,20	10,8	14,1	18,0	24,9	32,1
			0	00	00	00	00	00
	休日等	10,8	16,2	21,2	27,0	37,4	48,2	
		00	00	00	00	00	00	
練習室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00	
		0	0	0	0	0	0	
休日等	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60		

練習室2	平日	1,60	2,00	2,00	3,60	4,00	5,60	
		0	0	0	0	0	0	
	休日等	2,00	2,30	2,30	4,30	4,60	6,60	
		0	0	0	0	0	0	
練習室3	平日	2,70	3,50	3,50	6,20	7,00	9,70	
		0	0	0	0	0	0	
	休日等	2,90	3,70	3,70	6,60	7,40	10,3	
		0	0	0	0	0	00	
展示室	全室	平日	4,50	5,50	—	10,0	—	—
			0	0		00		
	休日等	5,50	6,50	—	12,0	—	—	
		0	0		00			
	1/2 使用	平日	2,70	3,30	—	6,00	—	—
			0	0		0		
休日等	3,30	3,90	—	7,20	—	—		
	0	0		0				
碧水ホール	ホール（舞台）	平日	5,00	8,00	12,0	13,0	20,0	25,0
			0	0	00	00	00	00
	休日等	7,50	12,0	18,0	19,5	30,0	37,5	
		0	00	00	00	00	00	
練習室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10	
			0	0	0	0	0	
	休日等	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		0	0	0	0	0	0	
会議室	平日	4,00	5,50	5,50	9,50	11,0	15,0	

			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	会議室	平日	2,10	2,90	2,90	5,00	5,80	7,90	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
		休日等	2,60	3,40	3,40	6,00	6,80	9,40	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	展示コーナ	平日	—	—	—	—	—	1,60	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
		休日等	—	—	—	—	—	1,60	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
あ い の 土 山 文 化 ホ ニ ル	ホール（舞 台）	平日	7,20	10,8	14,1	18,0	24,9	32,1	
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	10,8	16,2	21,2	27,0	37,4	48,2	
			<u>00</u>						
	練習室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	休日等	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60		
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		
甲 南 情 報 交 流	ホール（舞 台）	平日	6,90	9,70	11,0	16,6	20,8	27,7	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
		休日等	10,4	14,6	16,5	25,0	31,1	41,5	
			<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
レッスン室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00		
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		

			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	5,00	6,50	6,50	11,5	13,0	18,0
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
	展示コーナ	平日	—	—	—	—	—	1,50
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	—	—	—	—	—	1,50
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
あ い の 土 山 文 化 ホ ニ ル	ホール（舞 台）	平日	5,00	8,00	12,0	13,0	20,0	25,0
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	7,50	12,0	18,0	19,5	30,0	37,5
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
	練習室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	休日等	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
甲 南 情 報 交 流 セ ン	ホール（舞 台）	平日	4,80	7,20	9,40	12,0	16,6	21,4
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	7,20	10,8	14,1	18,0	24,9	32,1
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
レッスン室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	休日等	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	

セ ン タ ー		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
			0	0	0	0	0	0
	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700	
		0	0	0	0	0	0	

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては、2,000円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額
 - (2) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホール

タ ー	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0

備考

- 1 この表中「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的（以下「宣伝目的等」という。）をもって催物を行う場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入場料等が1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円）を超えるとき、又は宣伝目的等のときは、その使用料の5割に相当する金額を加算した金額とする。

にあつては2,000円)以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額

(3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用するときの6日目以降の場合 この表に定める使用料の5割に相当する額

3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は午後10時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6 甲賀市甲南情報交流センター(ホールを除く。)については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切

(2) 入場料等が1,000円(甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円)以下のときは、その使用料の3割に相当する金額を加算した金額とする。

3 利用者が次の目的をもって利用する場合の使用料は、その5割に相当する額とする。ただし、前項に該当する場合は、この限りでない。

(1) ホールを舞台練習等に使用する場合

(2) ホール又は展示室を連続して6日以上使用する場合は6日目以降

4 利用の許可を受けた時間区分(以下「利用時間」という。)を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、次のとおりとする。

(1) 延長利用できる時間は、1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 延長利用の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては、1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)については、

り上げる。

2 附帯設備（甲賀市あいこうか市民ホール）

設備名		区分	金額（円）
照明	フットライト	1式	400
装置	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ローホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
		ト	
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
音響	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,100
装置	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200

この表に定める5割に相当する金額を加算する。

6 甲賀市甲南情報交流センター（ホールを除く。）については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2) 甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料

種別	品名	単位	金額（円）
照明	フットライト	1式	400
装置	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,200
	シーリングスポットライト	1式	2,000
	アッパーホリゾンライト	1式	1,200
	ローホリゾンライト	1式	1,200
	フロントサイドスポットライト	1式	1,600
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
		ト	
	追加スポットライト（1kw以下）	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,200
	持込機材	1kw	100
音響	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,000
装置	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200

	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,000
機器			
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン (ホール)	1台	2,100
等	ピアノ・アップライト (練習室)	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,600
	所作台	1式	10,500
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,100
	吊看板・立看板	1枚	100

	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,600
機器	録画再生機器	1台	300
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン (ホール)	1台	3,000
等	ピアノ・アップライト (練習室)	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,500
	所作台	1式	10,000
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,000
	吊看板・立看板	1枚	100

	反響板（天板ライトを含む。）	1式	5,200
その他	紗幕	1枚	1,600
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

3 付帯設備（その他の館）

設備名	区分	金額（円）
照明設備	1式	2,100
音響設備	1式	2,100
映写設備	1台	1,000
舞台設備	1式	1,000
その他備品	1式	1,000
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,100
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,100
ピアノ・フルコン（あいの土山文化ホール）	1台	5,400
ピアノ・フルコン（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1台	2,100
ピアノ・アップライト（碧水ホール練習室）	1台	1,000

	反響板（天板ライトを含む）	1式	5,000
その他	紗幕	1枚	1,500
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- 上記の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- （1）使用料の表備考第2項及び第4項の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（3） その他の館の付帯設備使用料

付帯設備	単位	金額（円）
照明設備	1式	2,000
音響設備	1式	2,000
映写設備	1台	1,000
舞台設備	1式	1,000
その他備品	1式	1,000
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,000
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,000
ピアノ（あいの土山文化ホール）	1台	5,200
ピアノ（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1台	2,000
エレクトーン	1台	2,000

備考 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定並びに2の表備考1及び3の規定は、この表において準用する。

備考

1 （1）使用料の表備考第2項及び第4項の規定は、この表において準用する。

2 （2）甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料の表備考第1項及び第3項の規定は、この表において準用する。

<第31条関係>

甲賀市くすり学習館条例新旧対照表

改正案			現行																		
<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の開始までに別表に定める額を納めなければならない。ただし、市長が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表（第13条、第19条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額（円）</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	1時間当たり金額（円）		市内	市外	会議室1	300	600	会議室2	600	1,200	<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の開始までに別表に定める額を納めなければならない。ただし、市長が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは_____、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表（第13条、第19条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1時間当たり金額（円）	会議室1	300	会議室2	600
施設名	1時間当たり金額（円）																				
	市内	市外																			
会議室1	300	600																			
会議室2	600	1,200																			
区分	1時間当たり金額（円）																				
会議室1	300																				
会議室2	600																				

体験学習室（1室につき）	900	1,800
--------------	-----	-------

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

体験学習室1	900
体験学習室2	900

備考

- 1 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠地を置く団体が利用する場合は、この表の金額の2倍とする。
- 2 市内の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が、学校の事業又は行事として利用する場合は免除する。
- 3 利用者が利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表の金額の2倍の額とし、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、30,000円とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなした額とし、利用を延長する場合も同様とする。
- 5 その他、施設等の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第32条関係>

甲賀市まちづくり活動センター条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第8条 施設等利用者は、利用の許可を受けたときは、別表で定める使	(使用料) 第8条 施設等利用者は、利用の許可を受けたときは、別表で定める使

用료를納付しなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表（第8条、第18条関係）

1 貸室

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
会議室（1室につき）	300	600
和室（1室につき）	300	600
練習室	400	800
多目的室1	500	1,000
多目的室2	800	1,600
キッチンスペース	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に

用료를納付しなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表（第8条、第18条関係）

区分	単位	1時間当たりの使用料の額（円）	
		9:00~17:00	17:00~22:00
会議室1	1室	200	300
会議室2	1室	200	300
和室1	1室	200	300
和室2	1室	200	300
練習室	1室	300	450
多目的室1	1室	400	600
多目的室2	1室	600	900
キッチンスペース	1室	300	450
ロッカー	1個	規則で定める額	
メールボックス	1個	規則で定める額	
スチール棚	1段	規則で定める額	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなし

在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

た額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、準備及び後始末に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。

2 特別の理由により利用時間の規定を超えて利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、区分の欄に応じ、1時間当たりの使用料の額17：00～22：00の欄の使用料の3割に相当する額を同欄の使用料に加算した額とする。

3 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超えて構成員となっている団体又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

4 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

5 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料の総額は、この表に定める額の3倍に相当する額に利用時間を乗じた額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。

6 ロッカー、メールボックス又はスチール棚の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 附属設備

設備名	区分	金額(円)
ロッカー	1個	規則で定める額
メールボックス	1個	規則で定める額
スチール棚	1段	規則で定める額

備考 附属設備の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(1) 甲賀市斎場条例

(2) 甲賀市児童館条例

(3) 甲賀市農村環境改善センター条例

(4) 甲賀市農村集落センター条例

(5) 甲賀市農業振興センター条例

(6) 甲賀市開発センター条例

(7) 甲賀市林業施設条例

(8) 甲賀市信楽伝統産業会館条例

(9) 甲賀市信楽産業展示館条例

(10) 甲賀市共同福祉施設条例

(11) 甲賀市勤労青少年ホーム条例

(12) 甲賀市かふか生涯学習館条例

(13) 甲賀市公民館条例

(14) 甲賀市お茶のみホール条例

(15) 甲賀市歴史民俗資料館条例

(16) 甲賀市旧水口図書館条例

- (17) 甲賀市東海道伝馬館条例
- (18) 甲賀市甲南青少年研修センター条例
- (19) 甲賀市スポーツ施設条例
- (20) 甲賀市立学校施設開放条例
- (21) 甲賀市甲南ふれあいの館条例
- (22) 甲賀市民交流駅条例
- (23) 甲賀市かもしか荘条例
- (24) 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例
- (25) 甲賀市勤労福祉会館条例
- (26) 甲賀市防災コミュニティセンター条例
- (27) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例
- (28) 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例
- (29) 甲賀市地域総合センター条例
- (30) 甲賀市民文化ホール条例
- (31) 甲賀市くすり学習館条例
- (32) 甲賀市まちづくり活動センター条例

議案第85号

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

甲賀市コミュニティセンター条例（平成16年甲賀市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
-----------------	----------------

」を

「

甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
甲賀市佐山コミュニティセンター	甲賀市甲賀町神保2102番地

」に

改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）		
		市内	市外	
甲賀市水口東部コミュニティセンター	和室（大）（1室につき）	300	600	
	和室（小）	200	400	
	会議室	300	600	
甲賀市水口北部コミュニティセンター	和室（大）（1室につき）	300	600	
	和室（小）	200	400	
	会議室	300	600	
甲賀市水口中部コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600	
	会議室	200	400	
甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200
		1／2室	300	600
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	400	800	
	会議室	300	600	
	調理実習室	300	600	

甲賀市佐山コミュニティセンター	和室（1室につき）	200	400
	多目的室	500	1,000
	調理実習室	300	600
甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600
	調理実習室	300	600

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1面	500	1,000
		1／2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1／2面	300	

備考 別表第1の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市老人福祉センター条例の一部改正)

- 4 甲賀市老人福祉センター条例（平成16年甲賀市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市老人福祉センター佐山荘の項を削る。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

- 5 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市甲賀町小佐治2967番地」を「甲賀市甲賀町神保2102番地」に改める。

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案				現行					
(名称及び位置)				(名称及び位置)					
第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称		位置		名称		位置			
(略)				(略)					
甲賀市油日コミュニティセンター		甲賀市甲賀町上野2416番地		甲賀市油日コミュニティセンター		甲賀市甲賀町上野2416番地			
甲賀市佐山コミュニティセンター		甲賀市甲賀町神保2102番地							
(略)				(略)					
(使用料)				(使用料)					
第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1のとおりとする。 ただし、甲賀市水口交流センター多目的ホールの使用料は、別表第2のとおりとする。				第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1のとおりとする。 ただし、甲賀市水口交流センター多目的ホールの使用料は、別表第2のとおりとする。					
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)					
施設名		1時間あたり金額(円)		施設名		室名		時間区分	
								午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
		市内	市外						
甲賀市水口東部コミュニティセンター	和室(大)(1室につき)	300	600	甲賀市水口東部コミュニティセンター	住民コミュニティ室(1室に	700円	1,000円	1,200円	

	和室 (小)		200	400	センター	つき)			
	会議室		300	600	甲賀市水口北部	老人コミュニ	500円	700円	800円
甲賀市水口北部コミュニ	和室 (大) (1室につ		300	600	ティセ	ティ室			
ティセンター	き)				センター	子どもコミュ	500円	700円	800円
	和室 (小)		200	400	甲賀市水口中部	ニティ室			
	会議室		300	600	ティセ	調理実習室	600円	800円	900円
甲賀市水口中部コミュニ	和室 (1室につき)		300	600	センター				
ティセンター	会議室		200	400	甲賀市油日コミ				
甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200	ユニティセンタ				
		1/2室	300	600	ニ				
甲賀市油日コミュニティ	多目的室		400	800	甲賀市朝宮コミ				
センター	会議室		300	600	ユニティセンタ				
	調理実習室		300	600	ニ				
甲賀市佐山コミュニティ	和室 (1室につき)		200	400	甲賀市水口交流	学習室1	1,400円	2,000円	2,400円
センター	多目的室		500	1,000	センター	学習室2	500円	700円	800円
	調理実習室		300	600					
甲賀市朝宮コミュニティ	和室 (1室につき)		300	600					
センター	調理実習室		300	600					

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市

備考

- 1 時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれを合計した金額とする。
- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団

外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表第2（第9条関係）

施設名		区分	1時間当たり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面		600
		1/2面		300

備考 別表第1の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する金額とする。

- 3 学習室1の2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する金額とする。
- 4 冷暖房設備を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した金額とする。

別表第2（第9条関係）

施設名	室名	時間区分			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1,400円	1,800円	1,200円	1,200円

備考

- 1 時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれを合計した金額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市老人福祉センター条例の一部改正)

- 4 甲賀市老人福祉センター条例(平成16年甲賀市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市老人福祉センター佐山荘の項を削る。

2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する金額とする。

3 多目的ホールの2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する金額とする。

4 照明設備を利用する場合の使用料は、1時間当たり600円を加算する。ただし、2分の1以下の照明設備を使用する場合の使用料は、1時間当たり300円を加算する。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

5 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市甲賀町小佐治2967番地」を「甲賀市甲賀町神保2
102番地」に改める。

<付則第4項関係>

甲賀市老人福祉センター条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
甲賀市老人福祉センター碧水荘	甲賀市水口町北内貴307番地	甲賀市老人福祉センター碧水荘	甲賀市水口町北内貴307番地
甲賀市老人福祉センターフィランソ 土山	甲賀市土山町北土山2058番地	甲賀市老人福祉センターフィランソ 土山	甲賀市土山町北土山2058番地
		甲賀市老人福祉センター佐山荘	甲賀市甲賀町神保2102番地

<付則第5項関係>

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

改正案			現行		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表(第2条関係)			(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
甲賀市油日地域市民センター	甲賀市甲賀町上野 2416番地	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台	甲賀市油日地域市民センター	甲賀市甲賀町上野 2416番地	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台
甲賀市佐山地域市民センター	甲賀市甲賀町神保 2102番地	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐	甲賀市佐山地域市民センター	甲賀市甲賀町小佐治 2967番地	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐
(略)			(略)		

議案第86号

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市保育園設置等に関する条例（平成21年甲賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 甲賀市伴谷保育園の項を削る。

別表第2 中

「

甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午	
甲賀市水口西保育園	前7時30分から午後6時	
甲賀市伴谷保育園	30分まで 土曜日 午前8時30分か ら午前11時30分まで	

」を

「

甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午	
甲賀市水口西保育園	前7時30分から午後6時	
	30分まで 土曜日 午前8時30分か ら午前11時30分まで	

」に

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 保育園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第 3 条 保育園の利用時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td>甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td>甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通常保育</th> <th style="text-align: center;">延長保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号	甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号	(略)		名称	利用時間		通常保育	延長保育	甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで	/	甲賀市水口西保育園	/	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 保育園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第 3 条 保育園の利用時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td>甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td>甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市伴谷保育園</td> <td>甲賀市水口町伴中山 1 0 1 4 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通常保育</th> <th style="text-align: center;">延長保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>甲賀市伴谷保育園</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号	甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号	甲賀市伴谷保育園	甲賀市水口町伴中山 1 0 1 4 番地	(略)		名称	利用時間		通常保育	延長保育	甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで	/	甲賀市水口西保育園	/	甲賀市伴谷保育園	/
名称	位置																																								
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号																																								
甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号																																								
(略)																																									
名称	利用時間																																								
	通常保育	延長保育																																							
甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで	/																																							
甲賀市水口西保育園		/																																							
名称	位置																																								
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深 3 番 3 9 号																																								
甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂 7 番 2 1 号																																								
甲賀市伴谷保育園	甲賀市水口町伴中山 1 0 1 4 番地																																								
(略)																																									
名称	利用時間																																								
	通常保育	延長保育																																							
甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで 午前 7 時 3 0 分 から午後 6 時 3 0 分 まで	/																																							
甲賀市水口西保育園		/																																							
甲賀市伴谷保育園		/																																							

土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで	土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで
(略)	(略)
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

議案第 87 号

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例

甲賀市都市公園条例（平成16年甲賀市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
------------	--------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフコース」を削る。

別表第3中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
------------	--------	------------------	-----------------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフ」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条、第18条の2関係）

1 甲賀市水ロススポーツの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名		区分		金額（円）	
				市内	市外
陸上 競 技 場	競技場	平日1時間当たり	貸切	2,000	4,000
		土日祝日1時間当たり	使用	2,500	5,000
		団体（10人以上）使用 1回当たり	共用 使用	2,000	4,000
				個人使用1回当たり	200
		会議室	1回当たり	—	500
	ミーティング室	—	500	1,000	
	シャワー	—	100	100	
	指導員室	—	500	1,000	
	広告物の表示	1日当たり	—	2,000	4,000
	野 球 場	野球場	平日1時間当たり	—	1,500
土日祝日1時間当たり			—	2,250	4,500
スコアボード		1試合当たり	—	2,000	
照明設備		1時間当たり	1 / 2点 灯	5,000	
			全点 灯	10,000	
本部室		1回当たり	—	500	1,000
審判室				500	1,000
来賓室				500	1,000
控室（1室につき）	500			1,000	
会議室（1室につ	500			1,000	

	き)				
	記録放送室			500	1,000
	シャワー室（1室につき）			1,000	2,000
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グラウンド	平日1時間当たり	1面	1,500	3,000
			1 / 2面	1,000	2,000
	クレーグラウンド	土日祝日1時間当たり	1面	2,250	4,500
			1 / 2面	1,500	3,000
	照明設備	1時間当たり	1面	4,000	
	テ ニ ス コ ー ト	水口スポーツの森人工芝コート	1面1時間当たり	平日	600
土日				800	1,600
祝日					
野洲川河川公園ハートコート					
照明設備		1面	700		

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目

的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

6 「貸切使用」とは団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、「共用使用」とは利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは小学生、中学生及び高校生を、「幼児」とは未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水口スポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額（円）
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画（宿泊無し）		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
	ロッジ	和室・ホール	宿泊	大人1泊1人当たり
利用			小人1泊1人当たり	1,000
時間		和室（1室につき）・ホールそれぞれ1時間当たり	200	

備考

- 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂（シャワー）の使用料を含む。
- 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。

5 未就学児の利用は無料とする。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額（円）
自然館展示室	個人	大人 1 人	200
		小人 1 人	100
	団体	大人 1 人	150
		小人 1 人	70

備考

- 1 1 の表備考 4 は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が 20 人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名	区分	1 時間あたり金額 （円）
甲賀市鹿深夢の庭 夢の森	午前 9 時から午後 6 時まで	1,000

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の 1 割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名	区分	1 時間 1 面あたり金額（円）		
		市内	市外	
ハードコート	甲賀市ひのきが丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	—	700	
人工芝コート	甲賀市甲賀中央公園	—	600	1,200
		照明設備	—	300
クレイコート	甲賀市甲賀中央	—	300	600

	公園			
	甲賀市柏木公園	—	150	300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分		1時間あたり金額（円）	
				市内	市外
野球場	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	平日	1面	900	1,800
		土日祝日	1面	1,000	2,000
	甲賀市甲賀中央公園野 球場	—	1面	800	1,600
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設 備	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	—	1面	700	
		—	全点灯	2,400	
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	—	1 / 2点 灯	1,800	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名		区分		1時間あたり金額（円）	
				市内	市外
グラウ ンド	甲賀市甲賀中央公園多 目的グラウンド	—	1面	350	700
		—	1 / 2面	200	400
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場2	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
	甲賀市信楽運動公園屋 根付多目的広場	—	—	—	—
甲賀市柏木公園多目的 グラウンド	—	1面	500	1,000	

照明設備	甲賀市信楽運動公園多目的広場2	1面	1,800
	甲賀市信楽運動公園屋根付多目的広場	1面	500

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名		区分	1時間当たり金額（円）	
			市内	市外
アリーナ	甲賀市甲賀中央公園	1面	450	900
	体育館	1 / 2面	300	600
照明設備	甲賀市甲賀中央公園	1面	600	
	体育館	1 / 2面	300	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

9 会議室

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
甲賀市甲賀中央公園	集会所	300	600
	レストハウス	300	600
	共同福祉センター研修室	300	600
	共同福祉センター大会議室	450	900
	共同福祉センター和室	200	400
甲賀市鹿深夢の森	甲賀匠の里作業室	300	600
	甲賀匠の里和室	250	500
	甲賀匠の里茶室	200	400

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額（円）
-----	-----------------

	市内	市外
甲賀市野洲川児童公園	200	400

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 人工芝テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 全天候テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場 ターゲットバードゴルフコース

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで
(略)			

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
(略)			

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	人工芝テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	全天候テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

1 甲賀市水ロススポーツの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名	区分		金額（円）	
			市内	市外
陸上競技場	平日1時間 当たり	貸切使用	2,000	4,000
			2,500	5,000
	団体（10人以上）使用1回当たり 個人使用1回当たり	共用使用	2,000	4,000
			200	400
会議室	1回当たり	—	500	1,000
ミーティング室		—	500	1,000
シャワー		—	100	100
指導員室		—	500	1,000
広告物の表示	1日当たり	—	2,000	4,000
野球場	平日1時間 当たり	—	1,500	3,000

施設の名称	単位金額			備考
	区分	市内	市外	
甲賀市水ロススポーツの森 陸上競技場	競技場内	貸切平日1時間当たり	2,000円	4,000円
		土日祝日1時間当たり	2,500円	5,000円

球 場		土日祝日1 時間当たり	二	2,250	4,500
	スコアボ ード	1試合当 たり	二		2,000
	照明設備	1時間当 たり	1/2点灯		5,000
			全点灯		10,000
	本部室	1回当たり	二	500	1,000
	審判室			500	1,000
	来賓室			500	1,000
	控室(1室 につき)			500	1,000
	会議室(1 室につき)			500	1,000
	記録放送 室			500	1,000
シャワー 室(1室に つき)			1,000	2,000	
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グ ラウンド	平日1時間 当たり	1面	1,500	3,000
	クレーグ ラウンド	土日祝日1 時間当たり	1/2面	1,000	2,000
			1面	2,250	4,500
			1/2面	1,500	3,000
	照明設備	1時間当 たり	1面		4,000
テ	水ロスポ	1面1時間	平日	600	1,200

共 用 使 用	団 体 (1 0 人 以 上)	2,000	4,000	児童・生徒は半額とす る。(幼児は無料)
		0円	0円	
個 人 使 用	1 回 当 た り	200 円	400 円	

ニ ス コ ー ト	ーツの森 人工芝コ ート	当たり	土日祝日	800	1,600
	野洲川河 川公園ハ ードコー ト				
	照明設備		1面		700

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 「貸切使用」とは団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、

	た り			
会議室	1 回	500	1,000	
ミーティ ング室	当 た	500	1,000	
シャワー	り	100	100	
指導員室		500	1,000	
広告物の 表示	1 日	2,000	4,000	
野球場	区分	市内	市外	
	平日1時間 当たり	1,500	3,000	
	土日祝日1 時間当たり	2,250	4,500	
	スコア ボード 試 合	1	2,000	0円
	ナイト 一照明	1 /	1時間当たり 5,000	0円
		2		

「共用使用」とは利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは小学生、中学生及び高校生を、「幼児」とは未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水ロススポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額 (円)
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画(宿泊無し)		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
ロッジ	和室・ホール	宿泊利用	大人1泊1人当たり	1,500
			小人1泊1人当たり	1,000
		時間利用	和室(1室につき)・ホールそれぞれ1時間当	200

	点灯		
	全点灯	1時間当たり	
		10,000円	
本部室	1回	500円	1,000円
審判室	当た	500円	1,000円
来賓室	り	500円	1,000円
控室1		500円	1,000円
控室2		500円	1,000円
会議室1		500円	1,000円
会議室2		500円	1,000円
記録放送室		500円	1,000円
シャワ一室1		1,000円	2,000円

			たり	
--	--	--	----	--

備考

- 1 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 2 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 3 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂(シャワー)の使用料を含む。
- 4 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 5 未就学児の利用は無料とする。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額(円)
自然館展示室	個人	大人1人	200
		小人1人	100
	団体	大人1人	150
		小人1人	70

備考

- 1 1の表備考4は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名	区分	1時間あたり金額(円)

	シャワー		1,000	2,000
	一室2		0円	0円
多目的グラウンド	区分		市内	市外
	平日1	1	1,500	3,000
	時間当	面	0円	0円
	たり	使用		
		1	1,000	2,000
		2	0円	0円
		面		
		使用		
	土日祝	1	2,250	4,500
	日1時	面	0円	0円
	間当た	使用		
	り	1	1,500	3,000
		2	0円	0円
		面		
		使用		

甲賀市鹿深 夢の森	夢の庭	午前9時から午後6時まで	1,000
--------------	-----	--------------	-------

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名		区分	1時間1面あたり金額 (円)	
			市内	市外
ハードコ ート	甲賀市ひのきが 丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	＝	700	
人工芝コ ート	甲賀市甲賀中央 公園	＝	600	1,200
	照明設備	＝	300	
クレイコ ート	甲賀市甲賀中央 公園	＝	300	600
	甲賀市柏木公園	＝	150	300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分	1時間あたり金額 (円)		
				市内	市外
野球 場	甲賀市ひの きが丘公園	平日	1面	900	1,800
		土日祝日	1面	1,000	2,000
	野球場				

	ナイター照 明	1時間あたり 1面につき 4,000円		
テニスコート	平日	1時間 あたり 1面 につき 600 円		
	土日祝日	1時間 あたり 1面 につき 800 円		
	ナイター照 明	1時間 あたり 1面 につき 700 円		
キャンプ場	1人1日	100円		
ロッジ	宿泊 料	大人	1泊1人あたり 1,500円	・ただし、寝具・浴衣 の使用については 実費を徴収する。 ・宿泊料には、冷暖房、 風呂(シャワー)使 用料を含む。
		小人	1泊1人あたり 1,000円	
	施設	和室一室	1時間あたり2	

	甲賀市甲賀中央公園野球場	二	1面	800	1,600
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設備	甲賀市ひのきが丘公園野球場	二	1面	700	
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	二	全点灯	2,400	
			1/2点灯	1,800	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名	区分	1時間当たり金額(円)			
		市内	市外		
グラウンド	甲賀市甲賀中央公園多目的グラウンド	二	1面	350	700
			1/2面	200	400
	甲賀市信楽運動	平日	1面	1,300	2,600

	使用料	ホール	00円	1時間当たり200円	ては、宿泊料を含む。
プール	入場料	大人	1人	300円	・幼児の入場については、保護者同伴とし、保護者1人につき幼児2人までの入場とする。
		小人	1人	150円	
		幼児	無料		
甲賀市みなくち子どもの森	自然館展示室	入館料	個人	大人1人 200円 小人1人 100円	・団体とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
		団体	大人1人 150円 小人1人 70円		
甲賀市	テニスコート	昼間使用料	1時間当たり1面につき 平日 600円		

	公園多目的広場 2 甲賀市信楽運動 公園屋根付多目 的広場	土日祝日	1面	1,800	3,600
	甲賀市柏木公園 多目的グラウン ド	二	1面	500	1,000
照明 設備	甲賀市信楽運動 公園多目的広場 2	二	1面		1,800
	甲賀市信楽運動 公園屋根付多目 的広場	二	1面		500

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名	区分	1時間あたり金額(円)		
		市内	市外	
アリーナ	甲賀市甲賀中央 公園体育館	1面	450	900
		1/2面	300	600
照明 設備	甲賀市甲賀中央 公園体育館	1面		600
		1/2面		300

野 洲 川 河 川 公 園			1時間あたり 1面 につき 800円 土・日・祝日	
甲 賀 市 野 洲 川 児 童 公 園	グラウンドゴルフ 場	1ラウンド	1人につき 200円	
甲 賀 市 ひ の き	野球場	平日	1時間当た り 600 円	
		土日祝 日	1時間当た り 800 円	
		ナイタ 一照明	1時間当た り 700 円	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

9 会議室

施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市甲	集会所	300	600
賀中央公	レストハウス	300	600
園	共同福祉センター研修室	300	600
	共同福祉センター大会議室	450	900
	共同福祉センター和室	200	400
甲賀市鹿	甲賀匠の里作業室	300	600
深夢の森	甲賀匠の里和室	250	500
	甲賀匠の里茶室	200	400

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額 (円)	
	市内	市外
甲賀市野洲川児童公園	200	400

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

が 丘 公 園	テニスコート	平日	1時間当たり 1面に つき	600 円
		土日祝 日	1時間当たり 1面に つき	800 円
		ナイト 一照明	1時間当たり 1面に つき	700 円

備考

- 1 市内とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内にその本拠を置く団体が利用する場合に適用し、市外とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 貸切使用とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、共用使用とは、利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。
- 3 児童・生徒とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 4 この表の単位金額の欄が時間当たりの金額となっている施設の使用時間が1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算をする。なお、準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

- 5 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 6 付帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 7 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 8 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は、この表の単位金額の欄に定める額の5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。

施設の種類	施設の種類	単位金額			備考
		午前	午後	夜間	
		午前9時から	午後1時から	午後6時から	
		午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	
甲	集会所	800	1,000	1,600	
賀		円	円	円	

市	体育館	1,000	1,200	2,000
甲		0円	00円	0円
賀	野球場	2,000	3,000	—
中		0円	00円	
央	クレイテニスコート	1時間1面当たり		3
公		00円		
園	全天候テニスコート	1時間1面当たり		4
		00円		
	夜間照明	1時間1面当たり		3
		00円		
	多目的グラウンド	1,000	1,200	—
		0円	00円	
	レストハウス	800	1,000	1,600
		円	00円	0円
共同	研修室	800	1,000	1,600
福祉		円	00円	0円
セン	大会議室	1,000	1,200	1,800
ター		0円	00円	0円
	和室	400	600	800
		円	円	円
甲	甲賀 作業室	800	1,000	1,600
賀	匠の	円	00円	0円
市	里 和室	500	700	1,200

鹿 深 夢 の 森		円	円	0円		
	茶室	500	700	1,200		
		円	円	0円		
	夢の庭	2,000	3,000	—		
		0円	00円			
施設の名称		単位金額			備考	
甲 賀 市 信 楽 運 動 公 園	多目的広場1（野 球場）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	2,400円	
			1/2照明	1時間あたり	1,800円	
	多目的広場2（グ ラウンド）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	1,800円	
	屋根付多目的広場	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

	0円	は、500円を 加算する。
ターゲットバード	1人当たり 400円	
ゴルフコース		

注 超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

議案第 88 号

甲賀市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市公園条例の一部を改正する条例

甲賀市公園条例（平成16年甲賀市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1 甲賀市大河原緑地広場の項を削る。

別表第2 甲賀市伴谷総合運動公園、甲賀市岩上総合運動公園及び甲賀市柏木ふれあい運動公園の項中「野球場」を削り、同表甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイの項中「炊事施設」及び「サイクルポート」を削り、同表甲賀市大河原緑地広場の項を削る。

別表第3 あいの丘文化公園の項中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同表あいの森ふれあい公園青土ダムエコーバレイの項中「11月1日から翌年4月30日まで」を「12月25日から翌年1月6日まで」に改め、同表ブルーリバーパークの項中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同表矢川橋柚川河川公園の項を削る。

別表第4 を次のように改める。

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園

施設名	1時間あたり金額（円）
照明設備	500

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ

施設名	区分	金額（円）
バンガロー	宿泊 1日 1棟	12,000
	休憩 1時間 1棟	1,200
テントサイト	宿泊 1日 1区画	4,000
	休憩 1時間 1区画	400
体験施設	宿泊 1日 1室	9,000
	休憩 1時間 1室	900
	宿泊 1日 1棟	25,000
	休憩 1時間 1棟	2,500

野外ステージ (広場含む。)	1時間当たり	500
-------------------	--------	-----

備考

- 1 「1日」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。
- 2 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 あいの丘文化公園

施設名	1時間当たり金額 (円)
展示広場	500
文化広場	500
お祭り広場	1,000

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

4 ブルーリバーパーク

施設名	1時間当たり金額 (円)
円形広場	500
三角広場	500

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

5 高間みずべ公園

施設名	区分	金額 (円)
テントサイト (1区画につき)	昼間 (午前10時から午後4時まで)	2,000
	夜間 (午後4時から翌日午前10時まで)	3,000
管理棟 (研修室)	半日 (5時間未満)	3,000
	1日 (5時間以上)	5,000

備考 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使

用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、3,000円に泊数を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市公園条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条 公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(公園施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する公園の施設の内容は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 公園の有料施設を利用しようとする者は、別表第 4 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 1 3 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 4 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条 公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(公園施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する公園の施設の内容は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 公園の有料施設を利用しようとする者は、別表第 4 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 1 3 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 4 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 1246 575 1294">名称</th> <th data-bbox="575 1246 1122 1294">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="253 1294 1122 1339">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1246 1467 1294">名称</th> <th data-bbox="1467 1246 2013 1294">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 1294 2013 1339">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	
名称	位置								
(略)									
名称	位置								
(略)									

甲賀市やまびこ公園	甲賀市土山町猪鼻316番地
(略)	

別表第2 (第4条関係)

名称	施設の内容
(略)	
甲賀市伴谷総合運動公園	自由広場
甲賀市岩上総合運動公園	自由広場
甲賀市柏木ふれあい運動公園	自由広場
(略)	
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ	バンガロー テントサイト _____ 体験施設 野外ステージ _____
(略)	
甲賀市やまびこ公園	自由広場
(略)	

別表第3 (第4条関係)

甲賀市やまびこ公園	甲賀市土山町猪鼻316番地
甲賀市大河原緑地広場	甲賀市土山町大河原1125番地1
(略)	

別表第2 (第4条関係)

名称	施設の内容
(略)	
甲賀市伴谷総合運動公園	野球場 自由広場
甲賀市岩上総合運動公園	野球場 自由広場
甲賀市柏木ふれあい運動公園	野球場 自由広場
(略)	
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ	バンガロー テントサイト 炊事施設 体験施設 野外ステージ サイクルポート
(略)	
甲賀市やまびこ公園	自由広場
甲賀市大河原緑地広場	テニスコート
(略)	

別表第3 (第4条関係)

施設名	閉園日	利用時間	備考
あいの丘文化公園		午前9時から 午後10時まで	
あいの森ふれあい公園 青土ダムエコーバレイ	12月25日から翌年1月6日まで		簡易宿泊施設
ブルーリバーパーク		午前9時から 午後10時まで	
高間みずべ公園	12月1日から翌年3月31日まで		テントサイト 管理棟

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園

施設名	1時間あたり金額（円）
-----	-------------

施設名	閉園日	利用時間	備考
あいの丘文化公園		午前8時30分から 午後10時まで	
あいの森ふれあい公園 青土ダムエコーバレイ	11月1日から翌年4月30日まで		簡易宿泊施設
ブルーリバーパーク		午前8時30分から 午後10時まで	
高間みずべ公園	12月1日から翌年3月31日まで		テントサイト 管理棟
矢川橋杣川河川公園		4月1日～9月30日 午前8時30分から午後6時まで 10月1日～3月31日 午前8時30分から午後4時30分まで	

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園夜間照明使用料

施設名	使用料	備考
-----	-----	----

照明設備	500
------	-----

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ

施設名	区分	金額(円)
バンガロー	宿泊 1日 1棟	12,000
	休憩 1時間 1棟	1,200
テントサイト	宿泊 1日 1区画	4,000
	休憩 1時間 1区画	400
体験施設	宿泊 1日 1室	9,000
	休憩 1時間 1室	900
	宿泊 1日 1棟	25,000
	休憩 1時間 1棟	2,500
野外ステージ(広場含む。)	1時間当たり	500

備考

- 「1日」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。
- 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する

夜間照明	1時間当たり	500円
------	--------	------

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ使用料

施設名	利用単位	使用料
バンガロー	1日 1棟	5,000円
	休憩 1棟 1時間	500円
テントサイト	1区画	3,000円
炊事施設	1人(休憩のみ)	400円
体験施設	1日 1室	7,500円
	1棟	21,000円
	休憩 1室 1時間	500円
	1棟 1時間	2,000円
野外ステージ(広場含む。)	8:30~12:00	1,000円
	12:30~17:00	1,000円
	0	
	17:30~22:00	2,000円
0		
サイクルポート	1台 1時間	1,000円

注

- 「1日」とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。
- 「休憩」とは、午前11時から午後2時までをいう。

場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

3 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 あいの丘文化公園

施設名	1時間あたり金額(円)
展示広場	500
文化広場	500
お祭り広場	1,000

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

4 ブルーリバーパーク

施設名	1時間あたり金額(円)
円形広場	500
三角広場	500

3 あいの丘文化公園使用料

施設名	利用時間	8:30~12:00	13:00~17:00	17:30~22:00
		2:00	7:00	2:00
展示広場		1,000円	1,000円	2,000円
文化広場		1,000円	1,000円	2,000円
お祭り広場		1,500円	1,500円	3,000円

4 ブルーリバーパーク使用料

施設名	利用時間	金額
円形広場	9:00~12:00	1,000円
	13:00~17:00	1,000円
	17:30~22:00	2,000円
三角広場	9:00~12:00	1,000円

--	--

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

5 高間みずべ公園

施設名	区分	金額 (円)
テントサイト (1区画につき)	昼間 (午前10時から午後4時まで)	2,000
	夜間 (午後4時から翌日午前10時まで)	3,000

13:00~17:00	1,000円
0	
17:30~22:00	2,000円
0	

注 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、総入場料の10%に相当する金額を徴収する。ただし、その額が5,000円に満たないときは5,000円とする。

5 大河原緑地広場 (テニスコート) 使用料

施設名	時間	使用料	備考
テニスコート	8:30~22:00	1面、1時間当たり 200円	規定時間外に利用する場合は、1時間につき200円を徴収する。
夜間照明	17:30~22:00	1面、1時間当たり 600円	

6 高間みずべ公園使用料

施設名 (1区画)	区分	昼間 (午前10時~午後4時)	夜間 (午後4時~翌日午前10時)	備考
	テントサイト		2,000円	

管理棟（研修室）	半日（5時間未満）	3,000
	1日（5時間以上）	5,000

備考 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、3,000円に泊数を乗じて得た額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の甲賀市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

区分 施設名	半日 （5時間未満）	1日 （5時間以上）	備考
管理棟（研修室）	3,000円	5,000円	

注 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、泊数×3,000円とする。

議案第 89 号

甲賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例

甲賀市立幼稚園条例（平成16年甲賀市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市立伴谷幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市立幼稚園条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第 2 条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
甲賀市立土山幼稚園	甲賀市土山町南土山甲 4 1 7 番地	甲賀市立伴谷幼稚園	甲賀市水口町伴中山 3 7 4 3 番地
	(略)	甲賀市立土山幼稚園	甲賀市土山町南土山甲 4 1 7 番地
			(略)
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>			